

## 令和3年第4回美郷町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和3年3月2日（火曜日）午前10時開議

#### 議案上程（説明）

- 第 1 議案第24号 令和3年度美郷町一般会計予算
- 第 2 議案第25号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第26号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第 4 議案第27号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第28号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第29号 令和3年度美郷町水道事業会計予算

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	高 橋 邦 武 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	奥 山 智 佳 等 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	大 澤 修 君	教 育 課 長	福 田 世 喜 君
教 育 推 進 監	木 村 光 紀 君	教 育 推 進 課 長	武 田 浩 之 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 寿 人 君	代 表 監 査 委 員	高 橋 信 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
上 席 主 査	佐々木 直 樹		

---

### ◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

### ◎議案第24号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第24号 令和3年度美郷町一般会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第24号について、ご説明いたします。

令和3年度の一般会計予算の総額は111億7,174万9,000円で、前年度比6,735万3,000円・0.6%の増となっております。

それでは、令和3年度歳入歳出予算書をお願いいたします。

初めに8ページ、第2表債務負担行為についてご説明いたします。

美郷町中小企業振興資金融資制度、美郷町小口零細企業振興資金融資制度、美郷町中小企業創業資金融資制度における令和3年度貸付け予定分の利子補給について、また新たに始まる美郷町奨学金返還助成制度による助成金について、それぞれ次年度以降の債務負担の期間と限度額を設定するものでございます。

続きまして、9ページ、第3表地方債をご説明いたします。それぞれの起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものでございます。

合併特例債、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債、緊急浚渫推進事業債及び水道事業一般会計出資債で、合計9億4,050万円を限度額としてございます。詳細につきましては、歳入でご説明いたします。

それでは、歳入から順次ご説明いたします。

○税務課長（小田長光仁君） 歳入歳出予算書11ページをお願いいたします。

1款町税でございますが、総額は14億1,214万6,000円で、令和2年度と比較して1,499万2,000円、率にして1.05%減額となっております。

次に、14・15ページをお願いいたします。

1款1項町民税1目個人につきましては、コロナ禍の影響による給与所得及び営業所得の減額を見込み、令和2年度当初と比較して1,561万2,000円、率にして2.87%の減額となっております。

2目法人につきましてもコロナ禍の影響を見込み、443万3,000円、率にして7.70%の減額となっております。

次に、2項1目固定資産税につきましては、宅地価格の下落及び評価替えにより既存家屋の評価額の引下げが見込まれることから687万6,000円の減額となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、国・県からの固定資産通知書に基づき算定した結果、34万9,000円・5.40%の増額となっております。

次に、3項1目軽自動車税種別割につきましては、重課税率の創設等により軽自動車の買換え傾向が続くと見込まれることから379万7,000円、率にして5.22%の増額となっております。

2目軽自動車税環境性能割につきましては、令和3年度は県から額が示されなかったことから令和2年度の実績をもとに推計し、220万1,000円と大幅な増額となっております。

次に、4目町たばこ税については、喫煙人口の減少を見込むも令和2年10月の税率引き上げの影響により597万8,000円、率にして5.95%の増額としております。

次に、5目入湯税についてはコロナ禍の影響により利用者が減少していることから、令和2年度の実績をもとに推計し、39万6,000円、率にして36.46%の減額としております。

以上で、1款町税の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 済みません。4項、5項と、「4項の町たばこ税」及び「5項の入湯税」につきまして「4目」「5目」と説明してしまいました。おわびして訂正いたします。

○企画財政課長（高橋 穰君） 続きまして、16・17ページの2款地方譲与税から18・19ページの11款交通安全対策特別交付金につきましては、一括して説明させていただきます。

各交付金等につきましては、国・県の動向を踏まえるとともに、これまでの交付実績の推移などを参考に計上してございます。特に説明を要すると思われるものについて、ご説明いたします。

6款法人事業税交付金でございますが、地方法人特別税譲与税制度廃止に伴う市町村分の法人住民税法人割の減収分補填措置として県の法人事業税の一部が交付されるもので、県から示された見込み額をもとに計上してございます。令和2年度から交付が始まったことから年度途中の補

正にて予算措置したため前年度予算額がゼロとなっているものでございます。

18・19ページをお願いいたします。

7款地方消費税交付金でございますが、令和元年10月からの消費税率引上げによる令和2年度交付状況を参考に前年度比3,300万円の増を見込んでございます。

9款地方特例交付金は税制改正等による市町村の減収分を補填するための交付金でございますが、近年の交付実績により前年度比400万円増で計上してございます。

10款地方交付税でございますが、国の令和3年度地方財政計画では新型コロナウイルスの影響による地方税収の減をカバーするため出口ベースで前年度比5.1%の増となっております。当町におきましては、令和2年度から創設された地域社会再生事業費や会計年度任用職員制度に伴う人件費などに対応する基準財政需要額の増を勘案し、普通交付税と特別交付税合わせて前年度当初との比較で2億5,300万円の増を見込んで計上してございます。

なお、当初予算といたしましては不測の財政需要や制度改正等にも対応できるよう一定の留保に配慮して計上してございます。

2款から11款までの合計では前年度と比較し、2億9,628万8,000円、5.3%の増としてございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 12款1項1目1節高齢者福祉費負担金でございますが、養護老人ホームに入所されている方の自己負担分でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、2目教育費負担金ですが、小学校及び中学校の学校災害共済の保護者負担金で1人当たり500円となります。小学校負担分として680名分、中学校負担分として379名分を計上しております。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、20ページ・21ページをお願いいたします。

13款1項1目1節行政財産目的外使用料でございますが、役場庁舎、観光施設、公民館等の教育施設に設置の自動販売機の設置料、役場庁舎に設置しているATMの設置料、公共的団体による事務所機能としてのコミュニティセンターの施設使用料、電力柱や電話柱などの土地使用料を計上してございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 2目民生使用料1節高齢者福祉使用料でございますが、中央ふれあい館の浴場並びに会議室等の使用料として、これまでの実績をもとに計上しております。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、2節子ども園使用料ですが、3歳未満児125名分を計上しております。次に広域入所給付金ですが、他自治体の児童を受入れする場合の給付金で、前年度実績等を勘案し、8名分を見込んで計上しております。次に延長保育事業利用料ですが、3

園で延べ950時間、一時保育事業利用料は3園で延べ290日程度を見込んで計上しております。また、こども園使用料滞納繰越分、延長保育事業料滞納繰越分及び一時保育事業利用料滞納繰越分は存置としております。続きまして、3節放課後児童健全育成事業利用料ですが、通年利用262名分、長期休業のみ利用58名分を見込んで計上しております。また、滞納繰越分は存置としております。

○住民生活課長（高橋久也君） 次の3目1節環境衛生使用料は斎場の使用料でございます。令和2年度の実績見込みにより330件ほどを見込み計上しております。2節行政財産目的外使用料は墓地公園内の電柱敷地1カ所分の計上でございます。

○建設課長（木村英彰君） 4目1節のあったか山グラウンドゴルフ場使用料としまして3,460人の利用を見込むものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 次の5目商工使用料1節観光使用料ですが、千畑地区大台野広場、六郷地区ふれあいの里、仙南地区雁の里山本公園の施設使用料等について、実績をもとに計上してございます。

○建設課長（木村英彰君） 6目1節住宅使用料の現年分ですが、町営住宅188戸と駐車場154台分を計上しております。滞納繰越分は総額の2%を見込んでおります。2節の道路使用料の主なものは東北電力及びN T Tの電柱設置による占用料でございます。3節公園使用料は存置としております。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 7目教育使用料1節社会教育使用料並びに22・23ページ上段の2節社会体育使用料でございますが、社会教育施設5施設と社会体育施設8施設の使用料等について、これまでの実績をもとに計上しております。

1項使用料の説明は、以上でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、13款2項の手数料でございます。1目総務手数料の1節・2節は戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明等の発行手数料を令和2年度の実績見込みから2万件程度を見込み、計上してございます。

次の2目1節生活環境手数料ですが、墓地公園の管理手数料127件分と、犬登録関係手数料も予防接種など令和2年度の実績見込みから600頭と見込み計上しております。2節清掃手数料は一般廃棄物処理業の許可に係る手数料としまして9業者56人を見込み、計上しております。ごみ処理手数料は有料のごみ袋、粗大ごみ収集券の売払い代金につきまして、売上げが上がっておりますので、令和2年度実績見込みをもとに計上してございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 次の3目商工手数料ですが、いずれも存置計上でございます。

す。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、4目1節督促手数料ですが、こども園使用料に係るもので存置としております。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 24・25ページをお願いいたします。

14款1項1目1節社会福祉費負担金でございますが、低所得者層を抱える国民健康保険を支援する国庫負担金で、負担割合2分の1を計上しております。2節障害者福祉費負担金でございますが、障害者総合支援法に基づき給付される国庫負担金分で、いずれも負担割合2分の1を計上しております。3節医療給付費負担金でございますが、1歳未満の未熟児医療に係る国庫負担金で負担割合2分の1を計上しております。4節児童手当国庫負担金でございますが、児童手当の国庫負担分でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、5節子どものための教育・保育給付費ですが、町外の認定こども園等へ入所する児童の保育業務委託料に対する国庫負担分で、27名分を見込んで計上しております。負担率は基準額に対して、3歳以上児は50%、3歳未満児は56.835%としております。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 2目1節保健衛生費負担金でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種を町が集団で実施する場合に単価2,277円で接種者数分の額を国が負担するものでございます。16歳以上を対象とし、接種率を75%と見込んで額を計上しております。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、2項1目1節総務費補助金でございます。社会保障・税番号制度システムに係る補助金、それから個人番号カード交付事務の事務費に対する国の補助金で、10分の10でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、地方創生推進交付金ですが、登山道への看板設置や観光ガイド育成等滞在型観光を推進するための交付金でございます。補助率は2分の1でございます。

次の結婚新生活支援事業費補助金ですが、本制度は令和3年1月1日から令和4年3月31日まで婚姻届を当町に提出された39歳以下の御夫婦について、住宅の取得または賃借料もしくは引っ越しにかかる費用について、30万円を上限に補助するものでございます。補助率は2分の1で5件分75万円を計上してございます。

○企画財政課長（高橋穰君） その下、無線システム普及支援事業費補助金でございますが、役場庁舎に設置するWi-Fi環境整備事業費に対する3分の2の補助でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 2目1節障害者福祉費補助金でございますが、訪問入浴や日中一

時支援など障害者の支援事業に係る国庫補助金で事業費の2分の1を計上しております。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、2節子ども子育て支援交付金ですが、放課後児童クラブ運営費やこども園の看護師配置事業などに対する補助金で、補助率は3分の1でございます。次に保育対策総合支援事業費補助金ですが、認定こども園の新型コロナウイルス感染症対策としてアルコール消毒液等の購入費に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。次に認定こども園施設環境改善交付金ですが、仙南すこやか園冷房設備改修工事に対する交付金で、補助率は基準額に対して3分の1でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 3節社会福祉費補助金でございますが、生活困窮者の相談支援等を実施するための費用に係る国庫補助金で、補助割合4分の3を計上しております。

○建設課長（木村英彰君） 3目1節の浄化槽設置整備事業費補助金は70基分設置に対する国庫補助額を計上しております。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 2節保健衛生費補助金のがん検診推進事業費補助金でございますが、乳がん・子宮がん検診の事務費に係る国庫補助金でございます。すぐ下の感染症予防事業費等国庫補助金でございますが、令和元年度から令和3年度まで実施することになっている風疹抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・予防接種費用に係る国庫補助金で10分の10補助でございます。その下の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に必要な消耗品費、印刷製本費等事務経費に係る国庫補助金で、費用の全額補助でございます。

○建設課長（木村英彰君） 4目1節道路新設改良費補助金は幹線道路改良舗装、歩道整備、橋梁補修、舗装補修及び除雪機械更新に対する交付金で、事業費の56%、除雪機械については3分の2の交付率を見込むものでございます。次の2節住宅管理費補助金は一般住宅の耐震診断及び耐震改修、それぞれ2件分に対する交付金を見込むものでございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、5目教育費国庫補助金の小学校要保護児童生徒就学援助費補助金、次のページに移りまして3行目の中学校要保護児童生徒就学援助費補助金は存置としております。次に1行目及び4行目の公立学校情報機器整備費補助金ですが、小中学校に配置したICT機器の設定や活用マニュアルの作成及び職員研修などICT支援業務に対する補助金で、補助率は基準額に対して2分の1でございます。次に2行目の学校施設環境改善交付金ですが、六郷小学校大規模改修工事に対する交付金で、補助率は基準額に対して3分の1でございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 3節社会教育費補助金でございますが、埋蔵文化財発掘調査事



業に係る国の補助金として県営圃場整備事業明田地野際地区の調査等に係る事業費の2分の1を計上しております。

2項国庫補助金の説明は、以上でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、3項1目1節の総務管理費委託金は広報活動など町が行う自衛官募集事務に係る委託金でございます。2節戸籍住民基本台帳費委託金は在留外国人の各種届け事務に係る委託金でございます。現在59名が在町しております。

○総務課長（本間和彦君） 同じく3節衆議院議員選挙委託金は国からの同選挙の委託金でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 2目1節児童福祉費委託金でございますが、心身に障害を有する児童を養育している保護者に支給される特別児童扶養手当の事務費に係る国からの委託金で、10の10補助でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 2節国民年金事務費委託金は国民年金の届け出、保険料免除等の事務等に要する費用で国からの委託分でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 15款1項1目1節社会福祉費負担金でございますが、上2つの保険基盤安定負担金は国民健康保険の税軽減分と低所得者層の支援分で負担割4分の1、3つ目は後期高齢者医療の税軽減分の県負担金で負担割4分の3でございます。一番下の民生児童委員協議会負担金は民生児童委員協議会事業に対する県からの負担金でございます。2節障害者福祉費負担金でございますが、障害者総合支援法に基づき給付される県負担金分4分の1分を計上しております。3節医療給付費負担金でございますが、1歳未満の未熟児医療に係る県負担金で負担割4分の1でございます。4節児童手当県負担金でございますが、児童手当の県負担分でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、5節子どものための教育・保育給付費ですが、町外の認定こども園等へ入所する児童の保育業務委託料に対する県負担分で、27名分を見込んでおり、負担率は基準額に対して3歳以上は25%、3歳未満は21.583%としております。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 28ページをお開き願います。

2目教育費県負担金1節ホストタウン事業費負担金でございますが、タイ・バドミントンナショナルチームのオリンピック事前キャンプ並びに交流キャンプ事業に係る県負担金として事業費の3分の2を計上しております。

1項県負担金の説明は、以上でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 2項1目1節生活バス路線維持費補助金でございますが、乗合路

線バス運行維持に対する県からの補助金で、令和2年度実績を勘案し、計上してございます。その下、電源立地地域対策交付金でございますが、一定規模以上の発電施設を有する市町村とその近隣市町村に対し、運転開始から5年後まで交付されるものでございます。湯沢市の山葵沢地熱発電所に係る美郷町への5年分の配分額が示され、一括で交付を受けることを選択したため、令和3年度限りの交付となります。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 2目1節障害者福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金でございますが、訪問入浴や日中一時支援など障害者の支援事業に係る県補助金で、補助割合は4分の1でございます。2つ目のすこやか療育支援事業費補助金でございますが、児童発達支援サービスの利用に係る県補助金で、補助割合は2分の1でございます。2節高齢者福祉費補助金でございますが、老人クラブへの県補助金でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きます、3節すこやか子育て支援事業費補助金ですが、保護者等の経済的負担を軽減するためこども園使用料や給食費に対する補助金でございます。次に、放課後児童健全育成事業費補助金ですが、放課後児童クラブ運営費に対する補助金でございます。次に市町村子ども・子育て支援事業費補助金ですが、子育て支援事業に対する補助金でございます。次に地域子ども・子育て支援事業費補助金ですが、認定こども園への看護師配置事業や一時保育事業に対する補助金でございます。次に子育てファミリー支援事業補助金ですが、平成30年4月2日以後に第3子以降のお子さんが生まれた家庭を対象とし、予防接種やおむつ購入費などに係る費用に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 4節医療給付費補助金でございまして、福祉医療費に対する県制度分の補助金で、補助割合2分の1でございます。5節戦没者遺族特別弔慰金補助金でございまして、裁定通知書及び国庫債権交付事務に係る補助金でございます。

3目1節保健衛生総務費補助金でございまして、妊婦健診、歯科健診、各種がん検診、がん患者医療用補正具、自殺対策事業等健康づくり及び健康増進に係る事業への県補助金で補助割合2分の1でございます。

○建設課長（木村英彰君） 2節の浄化槽設置整備事業費補助金は70基分設置に対する県の補助金でございます。

○農政課長（高橋 勉君） その下の県民参加の森づくり事業費補助金ですが、七滝水の森植樹事業などに係る県補助金でございます。

○農業委員会事務局長（大澤 修君） 4目1節農業委員会費補助金ですが、農業委員会交付金は農業委員会の事務に要する事務局職員の人件費に対する交付金でございます。次の機構集積支援

事業費補助金は農業委員等の資質向上を図るための研修費等に係る経費に対する補助金でございます。

○農政課長（高橋 勉君） 次に、2節農業振興費補助金です。経営所得安定対策等推進事業費補助金は町地域農業再生協議会が実施する経営所得安定対策事業等の事務費に対するものでございます。下の農業次世代人材投資事業補助金は次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する資金を交付するものでございます。

30ページ・31ページをお願いいたします。

機構集積協力金は農地中間管理機構を通じて農地を貸付けした場合に農地の出し手への交付や農地の集積を行った地域に対して交付されるものでございます。園芸メガ団地整備事業費補助金は園芸品目の飛躍的な生産拡大により複合型生産構造への転換を加速させるため園芸振興をリードするメガ団地の整備を支援するもので、国庫事業と県単独事業合わせ3経営体の取組への支援となります。次の農業夢プラン応援事業費補助金は複合経営の推進と農業経営の安定化を図るため必要な機械等の導入支援でございます。

次に、3節農村整備費補助金ですが、多面的機能支払交付金は当事業に対する4分の3の補助でありまして、中山間地域等直接支払交付金は中山間地域における農業生産活動を通じて多面的機能を確保するための取組に対する交付金で4分の3の補助となっております。

続いて、4節林業費補助金です。森林病虫害等防除対策事業費補助金、その下のマツ林・ナラ林等景観向上事業費補助金は松くい虫防除及びナラ枯れ防除対策として伐倒駆除費等に対する補助金でございます。豊かな里山林整備事業費補助金は生態系の健全な維持回復を図り、熊出没を抑制することを目的に山際の下刈り等によって森林と平地を区別した緩衝帯をつくる事業に対する補助でございます。林道整備事業費補助金は七滝山の針広混交林化などに向け、林道を整備するための業務委託や工事に対する補助で補助率は55%です。

4目の説明は、以上です。

○建設課長（木村英彰君） 5目1節の木造住宅耐震改修事業費補助金は耐震診断及び耐震改修それぞれ2件分に対する県の補助金でございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 6目教育費県補助金1節社会教育費補助金でございますが、埋蔵文化財発掘調査事業に係る県の補助金として県営圃場整備事業明田地野際地区の調査等に係る事業費の10分の1を計上しております。また、学校・家庭・地域連携総合推進事業に係る補助金として事業費の3分の2を計上しております。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、2節地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業補助金で

すが、スクールガードリーダーの活動費など、子ども見守り活動に対する補助金でございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 3節ホストタウン事業費補助金でございますが、タイ・バトミントンナショナルチームが東京都と当町を移動する際に一般客との接触を避けるための措置として航空機内での選手団周辺の空席の確保や専用バスによる移動など新型コロナウイルス対策に係る交付金を計上しております。交付率は事業費の10分の10でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 次の7目商工費県補助金、移住支援事業費補助金ですが、東京23区内に5年以上お住まいの方が秋田県が指定した移住支援金対象法人に就職され、家族とともに移住された場合、100万円を補助するものでございます。補助率は4分の3で1件分を計上してございます。

○総務課長（本間和彦君） 同じく3項1目1節県広報誌類配布委託金でございますが、県政だより及び県議会だよりの配布に対する委託金でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） その下、人権啓発活動地方委託金は町内の3小学校で取り組んでいただく人権の花運動に係る委託金、定額でございます。

○税務課長（小田長光仁君） 2節税務総務費委託金につきましては、県民税の徴収事務に係る委託金で、令和3年度の納税義務者の見込み数をもとに計上しております。

○住民生活課長（高橋久也君） 3節戸籍住民基本台帳費委託金でございますけれども、人口流動調査、それから人口動態調査に関わる分の委託金でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 4節統計調査費委託金でございますが、学校基本調査、工業統計調査、経済センサス調査に対する委託金でございます。

○総務課長（本間和彦君） 32ページ・33ページをお願いいたします。

同じく5節選挙費委託金は秋田県知事選挙の委託金でございます。次の6節総務費権限移譲推進交付金から2目1節、3目1節、4目1節、5目1節、6目2節、7目1節、8目1節につきましては、県からの権限移譲による交付金でございます。

○建設課長（木村英彰君） 下から5行目に戻っていただきまして、6目1節冬期除雪作業委託金ですが、県道3路線、車道12.6キロ、歩道2.7キロを町が除雪することに対する県からの委託金でございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 7目教育費委託金2節埋蔵文化財発掘調査委託金でございますが、県営圃場整備事業鍵田南谷地地区に伴うもので、地区内の出川Ⅰ遺跡と屋敷田遺跡、2か所の発掘調査に係る県の委託金でございます。

15款県支出金の説明は、以上でございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きます、16款1項1目1節土地建物貸付収入でございますが、土地分といたしましては、千畑工業団地、旧学校用地及び電柱電話柱用地などの貸付け39件分でございます。建物分といたしましては、旧南行政センターのATMとPHS基地局の貸付分を計上してございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） その下、光ファイバー芯線等貸付収入でございますが、82局、83局内の町所有光ファイバーについて、NTTとのIRU契約による貸付収入でございます。

続きます、2目利子及び配当金でございます。14の基金それぞれの利子分を計上してございます。

なお、上から5行目、配当金につきましては、県南環境保全センターからの配当金を計上してございます。

○総務課長（本間和彦君） 34ページ・35ページをお願いいたします。

同じく2項1目1節不動産売払収入でございますが、土地及び建物につきましては存置計上でございます。立木売払収入につきましては、湯尻竜川地区の町有林の搬出間伐830立米分などを計上してございます。

○建設課長（木村英彰君） 2目1節物品売払収入は道路改良工事などで発生した2次製品の古材を売払いした際の収入を計上しております。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 次の3目生産物売払収入ですが、ラベンダー摘み取り料について、令和元年度実績をもとに計上しております。

次の17款1項1目一般寄付金ですが、存置計上でございます。

次のラベンダー育成協力金はラベンダーまつり期間中の実績について、令和元年度実績をもとに計上しております。

○企画財政課長（高橋 穰君） 2目指定寄付金でございますが、ふるさと美郷応援寄付金、いわゆるふるさと納税ですが、ここ数年の実績より1,800万円を計上してございます。

続きます、18款1項基金繰入金でございますが、1目振興基金繰入金は地域振興や地域住民の一体感を醸成するためのソフト事業に充当するため3億円を計上してございます。

2目ふるさと美郷子ども育成基金繰入金、ふるさと納税を財源とした基金でございますが、子供の感性・創造力育成事業などに充当するため、令和2年度の寄付金見込み額を計上してございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きます、36ページ・37ページをお願いいたします。

3目1節薬用植物栽培推進基金繰入金ですが、株式会社龍角散からの寄付による基金を活用

し、栽培農家に対し、栽培面積や出荷量等に応じた支援や栽培機具の開発に一部繰入れするものでございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、4目1節佐々木毅「鴻鵠の志」育成基金繰入金ですが、小学校6年生及び中学校全学年を対象とし、著名な方を講師に迎えての講演会開催事業などに対し、繰り入れるものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） その下、公共施設整備基金繰入金でございますが、令和3年度は公共施設整備基金からの繰入れを行わないため廃目となるものでございます。

次に19款繰越金でございますが、前年度繰越金として1億5,000万円を見込んで計上してございます。

○税務課長（小田長光仁君） 20款1項1目延滞金ですが、令和2年度実績見込み額等をもとに計上しております。

2目過料につきましては、存置計上としております。

○企画財政課長（高橋 穰君） 同じく2項1目町預金利子でございますが、これまでの実績等を考慮し、計上してございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、3項1目1節奨学資金貸付金の元金収入ですが、100名分を見込んで計上しております。また、滞納繰越分は分納誓約書等により毎月納付している方の分を計上しております。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 2目高齢者住宅整備資金貸付金元利収入でございますが、元金及び利子は存置、滞納繰越分は2名分を計上しております。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 次の3目中小企業振興貸付金元利収入ですが、貸付金のもとになる預託金の元金収入でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 38・39ページをお願いいたします。

4目障害者住宅整備資金貸付金元利収入でございますが、元金は1名分を、利子は存置計上しております。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、4項1目総務費受託事業収入ですが、1節総務費受託事業収入につきましては、交通災害共済の受託事務に関わるものでございまして、世帯分の定額助成と1件20円の収入があり、1,800件を見込んで計上しております。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 2目1節民生費受託事業収入でございますが、保険者である広域市町村圏組合から介護保険総合事業等に要する費用分の収入でございます。

○農業委員会事務局長（大澤 修君） 3目1節農林水産業費受託事業収入ですが、農業者年金基

金業務受託収入は年金事業に関する諸届けの受付事務等に係る独立行政法人農業者年金基金からの受託収入でございます。次の特例事業等業務受託収入は農地売買の取扱い事務に係る公益社団法人秋田県農業公社からの受託収入でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 同じく5項1目の1節違約金、2節延納利息は存置計上でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、2目1節学校給食費受入金ですが、児童744名分、生徒416名分、教職員等157名分を見込んで計上してございます。また、滞納繰越分は分納誓約等により毎月納付している方の分を計上しております。次に一時保育分給食代は360食分、こども園職員等給食代は167名分、こども園給食費受入金は3名分を見込んで計上しております。また、一時保育分給食費滞納繰越金及びこども園給食費受入金滞納繰越分は存置としております。

次に3目1節国庫支出金過年度収入ですが、子ども・子育て事業等の精算分を存置計上しております。

○議長（澁谷俊二君） 暫時休憩いたします。

（午前10時42分）

---

（午前10時43分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 大変失礼いたしました。過年度収入でございますが、県支出金の過年度収入につきましては、このたびの災害救助法に係る県からの支出金でございます。

続きまして、雑入でございますが、40・41ページをお願いいたします。総務課関係では、41ページ上から8行目、搬出間伐事業補助金でございますが、瀧尻竜川地区の間伐事業に対する仙北東森林組合からの補助金でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 続きまして、企画財政課関係でございます。

中段に秋田県市町村振興協会からの交付金622万9,000円と助成金940万5,000円を計上してございますが、これは同協会より市町村振興宝くじの収益金を活用し、市町村を支援する目的で交付されるものでございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 福祉保健課関係ですが、6段下の介護予防サービス計画作成費収入でございますが、介護予防プラン作成費用として国民健康保険団体連合会から支払われるものでございます。その下、総合健診料は自己負担分を計上しております。1つあけて、後期高齢者

健診事業補助金でございますが、後期高齢者の健診に係る秋田県後期高齢者医療広域連合からの補助金でございます。すぐ下の配食サービス事業利用者負担金でございますが、利用者の自己負担分を計上しております。一番下の介護予防ケアマネジメント作成費収入でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業利用者のケアプランを作成する費用が国民健康保険団体連合会から支給されるものでございます。

次のページをお願いいたします。

上から2番目の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る委託料でございますが、フレイルのおそれのある高齢者を全体的に支援するため、令和2年度から開始した事業で高齢者保健事業、国民健康保険事業、介護予防事業を一体的に実施するもので秋田県後期高齢者医療広域連合から支払われる委託料でございます。

福祉保健課は、以上でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、商工観光交流課関係ですが、2つ飛んで、地元対策負担金でございます。サテライト六郷の競輪及びオートレースの売上げの0.5%を実績をもとに計上してございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 続きまして、21款町債でございます。1項1目総務債の1節生活交通対策事業債は予約制乗合タクシー運行事業に充当するものでございます。2節移住・定住推進事業債は定住促進奨励事業に充当するものでございます。

次に、2目民生債の1節高齢者福祉対策事業債はふれあい安心電話事業及び軽度生活支援事業に充当するものでございます。2節子育て支援事業債は子ども医療助成事業及び出生祝金支給事業に充当するものでございます。3節児童福祉施設整備事業債はすこやか園冷房設備改修事業に充当するものでございます。4節障害者福祉対策事業債は透析通院者支援事業に充当するものでございます。

次に、3目土木債の1節町道新設改良事業債でございますが、合併特例債は社会資本整備総合交付金事業及び道路舗装補修事業に、過疎対策事業債は橋梁長寿命化事業や集落間道路整備事業等に充当するものでございます。44・45ページをお願いいたします。2節水質保全対策事業債は合併浄化槽水質環境保全事業に充当するものでございます。3節住環境整備事業債は住宅リフォーム緊急支援事業に充当するものでございます。4節河川工事債は河川浚渫事業に充当するものでございます。

次に、4目消防債の1節消防施設整備事業債でございますが、過疎対策事業債は消防車両購入に伴う大曲仙北広域市町村圏組合への消防負担金と南部斎場建設に伴う負担金に充当するもので



ございます。合併特例債は角館消防庁舎大規模改修に伴う消防費負担金に充当するものでございます。緊急防災・減災事業債は小型動力ポンプ導入費に充当するものでございます。

次に、5目教育債の1節教育施設整備事業債ですが、合併特例債は六郷小学校大規模改修工事、仙南小学校体育館屋根塗装工事、美郷中学校中央棟屋根改修工事に充当するものでございます。過疎対策事業債はサン・スポーツランド千畑プール棟屋根防水改修工事に充当するものでございます。2節教育支援事業債は英語指導助手配置事業に充当するものでございます。

次に、6目農林水産業債の1節農村整備事業債は圃場整備事業に充当するものでございます。2節公有林整備事業債は林道七滝山線整備事業に充当するものでございます。3節畜産施設整備事業債は堆肥センター整備事業に充当するものでございます。4節農業振興事業債は作物転換支援事業に充当するものでございます。5節畜産振興事業債は優良牛飼育奨励事業、家畜防疫事業等の畜産振興事業に充当するものでございます。

次に、7目衛生債の1節公営企業債は黒沢地区配水管等布設事業に係る一般会計からの繰入金に水道事業一般会計出資債を充当するものでございます。2節家庭用井戸等整備事業債は上水道未普及地域における家庭用飲料井戸整備事業への補助事業に充当するものでございます。

商工債及び労働債は令和3年度対象事業がないことから廃目となるものでございます。

当ページの一番下、自動車取得税交付金でございますが、令和元年10月から自動車税、自動車取得税に代わり自動車税環境性能割が導入されたことに伴い、廃款となったものでございます。

歳入の説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 説明途中ですが、ここで11時まで休憩します。

（午前10時51分）

---

（午前10時59分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

歳出のほうからお願いします。

○総務課長（本間和彦君） それでは、歳出について説明をさせていただきます。

初めに職員の人件費につきましてご説明いたします。特別職として町長、副町長、教育長、議員、その他特別職並びに会計年度任用職員283名を含む一般職487名分の報酬、給料、職員手当及び共済費をそれぞれ計上してございます。

人件費の概要につきましては、178ページからの給与費明細書に記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず、1番の特別職でございますが、議員につきましては令和2年度に欠員が生じていた時期があったことなどから229万6,000円の増額としてございます。また、その他の特別職につきましては、国勢調査における調査員など非常勤特別職に係る事務事業の終了等により302万円の減額となり、特別職のトータルでは89万6,000円の減額でございます。

次に、2番一般職でございますが、前年度との比較ではトータルで6,086万円の増額としてございます。

内訳といたしましては、アの会計年度任用職員以外の職員分が職員数の減などにより1,271万1,000円の減額、イの会計年度任用職員分が職員数の増及び期末手当支給に係る任用期間の増加などによりまして7,357万1,000円の増額でございます。

職員手当の内訳や前年度比較等につきましては、表のとおりでございます。

人件費の概要は以上でございますので、以降各款項目の人件費の説明は省略をさせていただきます。

それでは、人件費以外の歳出について、順次説明をしてまいります。46ページ・47ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費でございますが、議員報酬、議会活動、議会運営に関する経費が主なものでございます。

48ページ・49ページをお願いいたします。

続きまして、2目議会広報費でございますが、みさと議会だより及び議会日程などを周知するためのみさと議会だよりお知らせ版をそれぞれ4回発行し、町内の全世帯、事業所及び関係官公庁などへの配布を予定してございまして、関連経費など計上してございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費でございますが、48ページ中段から55ページまででございます。

まず総務課関係でございますが、文書管理や庁舎管理をはじめとする通常業務遂行に要する経費のほか、美郷町公共施設等最適化実施計画に基づく行政区への集会施設の無償譲渡などに係る経費や職員の能力向上のための研修費や厚生関係の経費などを計上してございます。

主なものといたしましては、職員能力向上事業といたしまして役職段階別に応じた研修や政策テーマ別の研修などの経費を8節、12節、18節に計上してございまして、職員延べ511名の受講を予定しているところでございます。53ページ下段の14節工事請負費でございますが、役場庁舎につきまして駐車場の区画線等の設置工事及び3階大会議室の漏水改修工事を予定してございます。55ページ上から5行目のJAL人事交流事業負担金でございます。こちらにつきましては、

令和元年度から実施をしております日本航空株式会社との人事交流事業でございますが、首都圏の新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえ、相手方の協議により令和3年度は日本航空側からの派遣は継続するものの当町からの派遣は一旦休止とする方向で調整をしております。この場合における日本航空が当町へ派遣する社員の人件費の一部負担ということで650万円を計上しているところでございます。また、その1行下の地域おこし企業人交流プログラム負担金でございますが、これは自治体が3大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受入れ、そのノウハウや知見を生かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうこととする総務省のプログラムを活用し、日本航空株式会社の系列会社からの社員の受入れを予定しているところでございまして、関連予算といたしまして派遣元企業に対する負担金560万円を計上してございます。

なお、当該経費は特別交付税にて手当てされるものでございます。

続きまして、2目行政推進費でございますが、54ページから57ページまででございます。

まず総務課関係でございますが、行政区の機能強化に要する経費やコミュニティセンターの管理費等を計上してございます。57ページ上段の14節をお願いいたします。コミュニティセンターの管理事業といたしまして、六郷東根コミュニティセンターをはじめ3施設の玄関のドアの改修や本館コミュニティセンターをはじめ5施設のエアコン設置工事などにかかる経費を計上してございます。

企画財政課関係では、交通施策事業として乗合タクシー運行に関する経費や路線バス維持対策費のほか、飯詰駅舎の管理費等を計上してございます。乗合タクシーにつきましては、利用者の利便性向上のため制度改正し、4月から運用してまいります。地域コミュニティ推進事業といたしまして、行政区及びボランティア団体等が行う特色ある事業に対する活力ある地域づくり事業費補助金や地域の集会施設整備などの地域活動拠点整備事業費補助金を計上してございます。地域活動拠点整備事業費補助金につきましては、令和3年度から補助率と上限額の引上げを行い、助成の拡充を図ります。共同参画のまちづくり事業といたしましては、住民活動センターの指定管理に要する経費や男女共同参画の推進に要する経費などを計上してございます。

商工観光交流課関係では、18節負担金、補助及び交付金の下から2番目、結婚新生活支援助成金ですが、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻した39歳以下の本町住民に対し、婚姻に伴う住宅取得費、引っ越し費用、家賃について30万円を上限に補助するものでございます。5件分を計上してございます。

続きまして、同じく3目文書広報費でございますが、広報美郷及び広報美郷お知らせ版の発行

経費、町ホームページ及び町公式フェイスブックの管理経費、ご意見はがきに要する経費などを計上してございます。

○会計管理者兼出納室長（奥山智佳等君） 次に56ページ下段からの4目会計管理費ですが、59ページをお願いいたします。会計全般に係る出納事務に要する経費として需用費と役務費を計上しております。

なお、令和3年4月1日から町の指定金融機関が株式会社秋田銀行に変更になります。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、5目の財産管理費でございますが、60ページ・61ページの上段まででございます。町有施設、土地などの普通財産の管理、公用車及び町有バス等の維持管理、松・杉並木の管理、町有林の管理などの経費を計上してございます。

主なものといたしまして、59ページ下段でございますが、町有林保育事業委託料として湯尻竜川地区の10.54ヘクタールの搬出間伐等に要する経費を計上してございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 6目企画費について御説明いたします。ページは60・61ページから次の62・63ページまででございます。

総務課関係では、美郷大使関連の来町経費、名刺作成経費等として7節報償費、8節旅費、11節役務費に計上してございます。

企画財政課関係では、ふるさと納税の推進に要する経費などを計上してございます。ふるさと納税につきましては、取扱いサイトを増やし、町の特産品や町内事業者等が製造生産する返礼品の充実を図り、寄付してくださる方々のニーズに応えるとともに町の特産品等のPRと寄付金の増加につなげてまいります。また、第3次美郷町総合計画策定に当たり、アンケート調査や冊子印刷等の経費を計上してございます。

商工観光交流課関係では、ふるさと会、移住定住促進、地域間交流、日本航空等の協定企業との連携事業が主なものでございます。8節旅費から13節使用料及び賃借料までは、ふるさと会参加に伴う旅費のほか、日本航空との連携事業、長野県東御市や栃木県那珂川町、北海道中富良野町といった地域間交流に要する経費を主に計上してございます。63ページをお願いいたします。中段、18節負担金、補助及び交付金の主なものとしては、下から5番目に美郷暮らし促進奨励金として52件分を計上し、その2つ下の移住支援事業費でございますが、秋田県と共同で東京圏からの移住者に対する移住支援事業費補助金を1件分計上してございます。次の空き家等活用移住定住促進事業補助金ですが、空き家を解体し、分譲用宅地整備、分譲住宅、アパート等の建築に対し、昨年に引き続き計上してございます。

以上で、6目の説明を終わります。

○企画財政課長（高橋 穰君） 7目電子計算費でございますが、電算システムの安定稼働のための運用管理経費、庁舎内コピー機利用に係る経費、町が所有する光ファイバーケーブルの維持管理経費などを計上してございます。

64・65ページの14節には庁内 I P 電話154台の更新、役場庁舎内のWi-Fi環境整備、イントラケーブルのバックアップ幹線ルート整備、光ファイバーケーブルの移転等に係るそれぞれの工事費を計上してございます。17節には事務用プリンタ27台とパソコン8台の購入費を、18節には秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金やマイナンバー関連制度システムを管理する地方公共団体情報システム機構への中間サーバ利用負担金、情報セキュリティ対策のための秋田県情報セキュリティークラウドに対する利用負担金などを計上してございます。

7目は以上でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、8目交通安全対策費でございます。住民の交通安全の啓蒙指導の実施、交通安全施設の整備、チャイルドシード購入などの予算を計上しております。令和2年中の交通事故発生件数は255件、うち人身事故が28件、亡くなった方は1名でございます。

7節報償費には交通指導員17人分の街頭指導等年間80日の出務を見込み、計上しております。また、安全対策としまして、10節には消耗品費や修繕費、14節の工事請負費、17節の備品購入費においてはカーブミラーの維持修繕、新設の費用等を計上しております。18節には交通安全協会などへの補助金、同額でございますけれども、このほかチャイルドシート購入費補助金37人分を見込み計上してございます。

続きまして、9目防犯対策費でございます。令和2年中の町内の犯罪件数は18件でございます。7節には防犯指導員についても6人分、年間30日程度の出務を見込み計上し、巡回指導や駐車車両の鍵かけ運動等を計画してございます。

次の66・67ページをご覧ください。

14節には工事請負費で既存防犯灯の修繕工事の予算を計上してございます。18節は関係団体の負担金、補助金を計上してございます。

次の10目諸費でございます。秋田県防衛協会への会費、町自衛隊家族会への補助金を計上してございます。令和2年度の町からの入隊者は1名でございます。令和3年4月の入隊も1名の予定でございます。

○税務課長（小田長光仁君） 続きまして、2項徴税费1目税務総務費ですが、税務一般に関わる事務経費を計上してございます。下段から68・69ページの2目賦課徴収費ですが、町税の賦課徴

収に係る経費として納税通知書や封筒の印刷費、電算システムの保守委託料、固定資産の標準地評価委託料など計上してございます。

以上で、2項徴税費の説明を終わります。

○**住民生活課長（高橋久也君）** 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。戸籍の謄抄本、それから住民票、印鑑証明等の発行に要する経費、これらに使用します機器の保守費用が主なものでございます。

令和2年末現在の人口の推移を申し上げます。

住民基本台帳上における令和2年12月末日における総人口は1万9,018人、男8,986人、女性1万32人、うち外国人は59人。世帯は6,628世帯となっております。昨年、令和2年1年間の転入が293人、転出が393人、出生が71人、死亡が314人、昨年同期比較で人口で343人の減、世帯で7世帯減というふうになっております。

マイナンバーの取得率ですけれども、1月末現在で交付件数は2,689人、交付率13.9%となっております。

また、4月からは死亡届、亡くなった方の遺族の相続等手続の利便性を向上するため予約制となりますが、専用窓口を設ける予定としております。

予算の説明ですけれども、次の70・71ページ、10節から説明いたします。消耗品には町内3小学校に人権啓発活動委託金を活用しまして花の苗を配布、引き続きまして人権の花運動を実施することとしております。18節負担金、補助及び交付金には人権擁護委員協議会等の負担金を計上しております。現在7人の委員より活躍いただいております。また、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISですけれども、これへの総合情報ネットワークシステムや公的個人認証サービスに係る事務取扱分としまして交付金を計上しております。

3項は、以上でございます。

○**総務課長（本間和彦君）** 同じく4項1目選挙管理委員会費でございますが、選挙管理委員及び選挙管理委員会に関する経費を計上してございます。

2目選挙啓発費でございますが、明るい選挙推進協議会の選挙啓発の経費が主なものでございます。

続きまして、3目秋田県知事選挙費でございますが、今年4月4日投開票が予定されてございます同選挙の執行経費でございます。

続きまして、72ページ・73ページをお願いいたします。

4目衆議院議員選挙費でございますが、同選挙の執行経費でございます。

続きまして、5目美郷町議会議員一般選挙費でございますが、今年9月30日任期満了により執行されます同選挙の執行経費でございます。

74ページ・75ページをお願いいたします。

美郷町長選挙・美郷町議会選挙補欠選挙費につきましては、廃目でございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 5項統計調査費でございますが、1目統計調査総務費は統計功労者表彰時の額等の購入費を計上してございます。

2目基幹統計費は統計調査に要する経費を計上してございます。令和3年度は5年に一度となる経済センサス、社会生活基本調査をはじめ、その都度実施の各統計調査を実施いたします。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、76ページ・77ページをお願いいたします。

同じく6項1目監査委員費でございますが、監査委員報酬をはじめ費用弁償等監査等に要する経費を計上してございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 続きまして、3款民生費をご説明いたします。

78・79ページ中ほどまでの1項1目社会福祉総務費でございますが、生活困窮者対策、献血事業及び民生児童委員等社会福祉に関わる各種団体への補助が主なものでございます。79ページ上方、12節の真ん中、システム改修委託料でございますが、生活支援、障害者・児童等各種福祉関係及び高齢者支援等を管理している福祉台帳システムの更新委託料でございます。

78・79ページ下段から80・81ページ下方までの2目障害者福祉費でございますが、大部分が障害者総合支援法に基づく事業に係るものでございます。81ページ上から3段目、18節上から2行目の大曲仙北広域市町村圏組合社会福祉法人助成費負担金はかわ舟の里角間川分でございます。

80・81ページ下段から84・85ページ下方までの3目高齢者福祉費でございますが、中央ふれあい館管理運営費並びに介護予防・日常生活など総合事業及び認知施策推進総合戦略に沿った事業に係るもので、特に介護予防対策の充実を図るものが主なものでございます。

84・85ページ下段から86・87ページ上段にございます4目医療給付費でございますが、国民健康保険、後期高齢者医療及び福祉医療に関して一般会計で負担する費用を計上しております。

85ページ下段の18節1・2行目は後期高齢者医療制度に係る町の負担分、3行目人間ドック等費用助成金は人間ドックを受診される後期高齢者の方への助成金でございます。86・87ページ上段を御覧願います。19節扶助費でございますが、令和2年度まで町拡大分と分けておりました福祉医療費をひとまとめにし、令和3年度からは高校生まで拡大して計上しております。27節は国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございますが、子ども会が行う事業に対する助成が主

なものでございます。

7節賞賜金でございますが、出産祝い90人分を計上しております。12節子どもの遊び場づくり事業委託料でございますが、未就園児等の遊び場を提供するおやこふらっと広場を町内こども園3園と共同して行うもので、毎月第4土曜日に美郷町住民活動センターにおいて開催し、事業をNPO法人みさぼ一とに委託するものでございます。毎月第1土曜日から第3土曜日までは3園交代で行う予定でございます。

2目ひとり親家庭福祉費でございますが、ひとり親家庭への支援として小中学校卒業予定者60名に送るお祝い記念品に係る費用を計上しております。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、3目児童福祉施設費ですが、91ページ中段まででございます。本目では町内24カ所の児童遊園地の管理費や認定こども園の運営費などを計上しております。

初めに、こども園3園の入園者ですが、530名を見込んでおります。

次に1節の報酬ですが、こども園3園の園医、歯科医及び薬剤師の報酬及び会計年度任用職員の報酬となります。88ページ・89ページをお願いします。2行目に会計年度任用職員の担任手当相当分として特殊勤務手当を計上しております。続きまして、12節委託料ですが、1行目の施設管理委託料は児童遊園地の管理に係る自治会への委託料でございます。次に6行目の設計監理委託料ですが、仙南すこやか園の冷房設備改修工事及び厨房改修工事に係る委託料でございます。90ページ・91ページをお願いします。2行目の保育業務委託料ですが、本町の児童が町外の認定こども園等へ入所する場合の委託料で27名分を見込んでおります。次に給食業務委託料ですが、こども園3園の給食調理業務に係る一般社団法人美郷町学校給食協会への委託料でございます。続きまして14節工事請負費ですが、千畑なかよし園のプール床マット張替工事、六郷わくわく園の氷蓄熱ユニット修繕工事、仙南すこやか園の冷房設備改修工事及び厨房改修工事などを実施したく、予算計上しております。

続きまして、4目子育て支援費ですが、93ページ中段まででございます。本目では子育て支援事業や放課後児童クラブ運営費、またおやこふらっと広場開催に係る経費を計上しております。

初めに、放課後児童クラブの利用登録者ですが、通年利用及び長期休業期間のみ利用合わせまして320名を見込んでおります。

次に1節の報酬ですが、子ども・子育て会議委員報酬となります。92ページ・93ページをお願いします。12節委託料のうち1番下の放課後児童クラブ支援業務委託料ですが、長期休業期間に不足する支援員を確保するためシルバー人材センターへの委託料でございます。次に14節工事請



負費ですが、わくわく児童クラブにこども館のエアコン改修工事や仙南っ子児童クラブのトイレ洋式化工事などを実施したく予算計上しております。次に19節扶助費の子育てのための施設等利用給付費ですが、3歳以上の児童が認可外保育施設等利用する費用を給付するもので、1名分を計上しております。次にすこやか子育て支援事業ですが、広域入所者の保育料及び給食費を助成するもので、18名分を計上しております。次に子育てファミリー支援事業助成ですが、平成30年4月2日以降に第3子以降のお子さん生まれた家庭に対し、予防接種やおむつ購入費などに対し、年間1万5,000円を上限に助成するもので、30名分を計上しております。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 5目児童措置費でございますが、児童手当に要する費用でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、3項1目災害対策費でございます。扶助費に災害による被害を受けられた方への見舞金として前年度同額を計上してございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 94・95ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費でございますが、97ページまでとなります。こちらは保健センターの管理費、セルフケア推進事業、心の健康づくり、子育て世代包括支援センター及び少子化対策助成に係る費用が主なものでございます。

96・97ページ下段から98・99ページ下方までの2目予防費でございますが、妊婦健診、乳幼児健診、がん検診及び各種予防接種に係る費用を計上しております。新型コロナウイルスワクチン接種にかかる経費もこちらに計上しております。

2目は、以上でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、3目環境衛生費でございます。次の100・101ページも一緒にご覧ください。

7節は不法投棄監視員7人への報酬、それから墓地1,025区画の管理に対する費用、7か所の河川の水質調査に関する委託料を計上してございます。18節負担金、補助及び交付金には大曲仙北広域市町村圏組合の負担金を計上してございます。改築を予定しております南部斎場の基本設計委託費用を含んでございます。

続きまして、1目清掃費でございます。一般廃棄物、家庭ごみの収集運搬、処理及び処分に係る費用でございます。引き続きまして小型家電の回収、環境に有害な水銀を含むおそれのある蛍光灯や電池の分別回収を継続しまして廃棄物の減量に取り組むこととしております。令和元年度のごみの排出量は6,857トン、この5年間の総量は横ばいを続けております。昨日の令和2年度の補正予算の中でごみ袋の販売が伸び、手数料の補正をお願いしたことからもお分かりのように人

口が減少しているにも関わらず横ばいの現状ということは1人当たりの1日の廃棄量が毎年少しずつ上昇している現状でございます。

12節委託料のごみ収集業務、次の103ページ上段の粗大ごみ受付事務、有料ごみ袋の作製等の委託料は令和2年度実績を見込み予算を計上しております。18節では組合への負担金のほか集落のごみ集積設置費は5基分、生ごみ処理機等の購入費は3台分、集団回収は3団体への助成を見込み計上しております。

町長からも言及がありましたけれども、古布につきましては供給量が多く市場価格が低迷しているところにコロナ禍の影響によりまして東南アジア等への輸出が止まっていることから古布の引取業者が取扱いを休止している現状にありまして、このまま回収しても売り先がなく、倉庫にたまったままとなり、長期保管により品質が劣化し、最終的には処分せざるを得ない状態となるため市況が回復するまでは一時休止とする予定としております。

2項は、以上でございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、3項1目水道費の18節水質検査補助金でございますが、民営本堂城回地区簡易水道が行う水質検査に対する補助金でございます。27節繰出金は水道事業の円滑な推進を図るため一般会計からの繰出金でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、5款1項1目労働諸費についてご説明いたします。

1節報酬、7節報償費、10節需用費及び12節委託料のうち、筆耕委託料につきましては技能功労者表彰に要する経費でございます。12節委託料のうち、出稼ぎ就労前健康診断業務委託料は出稼ぎ者40人分の健康診断費用を計上してございます。18節負担金、補助及び交付金では各団体への負担金のほか、次のページ105ページ上段、上から2番目において求職者が資格取得する際の資格取得サポート補助金として5件分25万円、一つ飛んで職業訓練協会が主催する技能講習会の補助金として職業訓練等支援事業費補助金として50件分50万円を計上してございます。

5款労働費の説明は、以上でございます。

○農業委員会事務局長（大澤 修君） 6款1項1目農業委員会費でございます。ページ中段から106・107ページ上段までになります。農業委員会の事務に要する経費で、8節は機構集積支援事業として委員、職員の資質向上を図るための各種研修等の参加に係る費用弁償及び普通旅費を、18節は関係機関への負担金等を計上してございます。

1目は以上です。

○農政課長（高橋 勉君） 次に2目農業総務費です。7節から12節につきましては農政課で管理

する公用車の維持管理費や圃場の湛水管理状況の巡視などに係るものでございます。

次に、3目農業振興費です。1節報酬は鳥獣被害対策実施隊隊員30名分と農業振興地域整備促進協議会会議開催時の委員10名分のものでございます。7節から12節については、地産外商や都市農村交流、作物転換支援や薬用植物栽培、有害鳥獣等駆除、美郷フェスタ農産展開催事業に係る経費を計上しております。7節の報償金には複合型生産構造への転換を定着させるため新たな作物での円滑な栽培に向け、栽培勉強会の講師費用を計上しております。8節の費用弁償は有害鳥獣駆除等の隊員出動に対するもので、延べ275回分を計上しております。12節の平場の森公園施設管理委託料は公園管理業務を委託するもので、物産販売業務委託料は東京都大田区からの農産物直売の依頼に対応するものでございます。

108・109ページをお願いいたします。

薬用植物試験栽培生育管理委託料は生産性・収益性の高い安定的な栽培管理を確立するため実践調査を委託するものでございます。薬用植物栽培機具開発業務委託料は収穫調整時の省力化を図るため公益財団法人大田区産業振興協会にエイジツの軸取り用機具の開発業務を委託するものでございます。14節の平場の森公園車両進入防止柵設置工事は公園内への車両進入を防ぐためガードパイプを設置するものでございます。17節の捕獲檻は熊及びイノシシの捕獲用おりそれぞれ1基分と、台秤は薬用植物の収穫調整及び出荷時の計量に使用するもので、1台分を計上しております。次の18節は各種農業関係団体への補助金のほか、経営体や法人育成等のための支援として補助金等を計上しております。

主立った事業につきましては、段の中段、経営所得安定対策等推進事業費補助金は経営所得安定対策を実施する町地域農業再生協議会に対する事務費補助金でありまして、美郷町6次産業化支援事業補助金は農産物加工による商品開発や首都圏をはじめとする県外での販促活動費等へ支援するもので、2分の1から3分の2以内の補助となります。

1つ置いて病虫害防除事業補助金は無人ヘリにより共同で行う水稻への薬剤散布に対する補助で防除面積3,400ヘクタール分を見込んでおります。

園芸メガ団地整備事業費補助金は県営基盤整備事業が行われている畑屋中央地区での2法人のキュウリ栽培と、金沢地区での1法人のネギ栽培の取組における必要な施設、機械の整備について国庫事業は国・県・町合わせて4分の3以内、県単独事業は県・町合わせ10分の6以内の補助率で支援するものでございます。

次の薬用植物栽培支援事業費補助金は株式会社龍角散からの寄附による基金を活用し、薬用植物の栽培面積の拡大を図るため栽培面積や出荷量に応じて経費等を補助するものでございます。

美郷ブランドゆうき応援事業補助金は町の堆肥センターで生産している堆肥「美郷の大地」を、町の地域資源であります湧水の利用をイメージさせるセリやレンコン、オリジナル品種の白いラベンダー「美郷雪華」の美郷ブランド作物及び特別栽培米に使用した際、その購入費の一部を補助するものでございます。

その下の農業夢プラン応援事業補助金は複合経営の推進と農業経営の安定化を図るため必要な機械等の導入に対し、県の補助率3分の1に町が補助率6分の1を加算し、合わせて2分の1以内で助成するもので、14件の事業実施を見込んでおります。

作物転換支援事業補助金は園芸作物への転換による経営の複合化を支援するとともにエダマメやネギなどの美郷推進作物や美郷ブランド作物の産地化等を推進するため町単独新規事業として種苗費や機械導入費用の一部支援、新規作付面積等への助成を行い、作物転換の拡大定着を図るものでございます。

高収益作物転換支援事業補助金は、令和2年度において町作物転換チャレンジ支援事業により作物転換プランを作成した2経営体に対し、栽培実証支援として種子や肥料等資材費の一部を助成するものでございます。

110・111ページをお願いいたします。

循環型農業土づくり応援事業補助金は循環型農業の実践による土づくりを支援するため、新規町単独事業として美郷推進作物や大豆を販売目的に栽培するために町堆肥センターの堆肥を購入し施用された農業者等に対し、購入経費の一部を助成するものであります。

次に4目担い手対策費です。7節の報償金は人・農地プラン検討会の委員8名の分で18節の負担金、補助及び交付金は各種団体や協議会への補助金のほか農地中間管理機構を利用した機構集積協力金、新規就農者への補助、農業生産法人育成のための補助でございませぬ。

主だったものでは、機構集積協力金は地域内農地の一定割合以上を機構に貸付けした場合の地域集積協力金や、農地を機構に貸付け、経営転換する場合の経営転換協力金が主なもので、全額県補助金でございませぬ。

営農継続支援事業補助金は、これまでの認定農業者支援事業補助金と統合し、生産力の強化や営農継続に必要な機械、施設等の導入経費を町単独事業により補助するもので、補助率は認定農業者が6分の1以内、その他の60歳未満の農業者には2分の1以内とし、担い手としての営農意欲の向上を図ることとしております。

次の農業次世代人材投資事業補助金は新規就農者の経営支援としての給付で、3名と夫婦1組分を計上しており、全額県補助で町の持ち出しはございませぬ。

新規就農者研修支援補助金は県の農業試験場や大仙市新規就農研修施設で研修する者に対し、県と連携し、月額7万5,000円を支給するもので、研修予定者4名分を計上しております。

一番下の農地所有適格法人運営支援事業補助金は、設立して間もない農業法人の円滑な運営を支援するため会計事務等の専門家へ依頼する経費の一部を助成するもので、8法人分を計上しております。

4目の説明は以上です。

○**商工観光交流課長（藤田信晴君）** 続きまして、5目農業振興施設管理費でございますが、道の駅、ニテコ名水庵、湧子ちゃん、あったか山直売所などの施設管理費及び委託経費を計上しております。

10節需用費から113ページ、17節備品購入費までは各施設の維持管理及び設備に伴う経費を計上しております。113ページをお願いします。18節負担金、補助及び交付金では道の駅美郷関連の負担金を計上しております。

5目農業振興施設管理費の説明を終わります。

○**農政課長（高橋 勉君）** 続きまして、6目畜産業費です。畜産経営の向上や防疫体制の徹底を図り、町の畜産振興を推進するための事業費全般と町堆肥センターとアクティセンターの運営、維持管理費等の経費でございます。

10節需用費の修繕料は堆肥センター等に係るもので、12節委託料はアクティセンターの指定管理料が主なものでございます。18節負担金、補助及び交付金は畜産関連団体、組織への負担金や補助金で、中段の畜産環境総合整備事業負担金は県農業公社による堆肥センターの機能強化事業への負担金で、令和3年度からの2か年事業で令和3年度は実施設計、敷地の造成、発酵機等の導入で町の負担は国補助事業費の2分の1と県補助事業費の4分の3でございます。優良牛飼育奨励事業補助金は牛35頭の導入を見込んでおり、1つ置いて、家畜排泄物処理支援補助金は畜産経営の規模拡大が進む中、町堆肥センターの処理能力を超える堆肥搬入時への対応として町が指定する町外類似施設への搬入に対し、かかり増しする費用を支援するものであります。

次に、7目農村整備費です。

10節需用費と次のページ、114ページ・115ページお願いいたします。11節役務費は、主に農村公園等の管理に係る経常経費と修繕料でございます。12節委託料ですが、農村公園等の管理委託料が主なもので、施設管理委託料は公園3か所、農村公園管理業務委託料は農村公園26か所の管理業務委託料でございます。18節は圃場整備事業をはじめとする土地改良事業への負担金や関連団体への負担金が主なもので、中段の県営基盤整備事業費負担金は金沢、畑屋中央地区、鑓田南

谷地、明田地野際、太田南部の5地区の基盤整備事業に対する町負担金で、負担率は10%でございます。

次のページ、116・117ページをお願いいたします。

多面的機能支払交付金は20組織、合計約5,100ヘクタールを対象に活動を予定しております。その下の中山間地域等直接支払交付金は2組織、合計約37ヘクタールを対象に活動を予定しており、多面的・中山間それぞれ補助率は国50%、県25%、町25%でございます。27節の農業集落排水事業特別会計繰出金は事業債の償還などのために繰り出すものであります。

次の美郷ブランド確立費は事業集約により廃目となります。

次に2項1目林業費です。

7節から13節には七滝水の森植樹事業に係る経費等を計上しております。12節委託料の森林経営管理業務委託料は森林管理制度に基づき、今後の森林経営管理について森林所有者の意向調査や経営管理権の集積計画の策定業務を委託するもので、森林環境譲与税を財源としております。2行目、3行目の測量調査委託料と設計監理委託料は林道七滝山線整備工事に関わるものでございます。森林病虫害等防除委託料は松くい虫、ナラ枯れの調査や抜倒駆除の業務委託でございます。七滝水の森植樹事業委託料は植樹箇所の準備、苗木の手配等の業務委託でございます。豊かな里山林整備事業委託料は熊出没を抑制することを目的に山際の下刈り等によって森林と平地を区別した緩衝帯をつくる業務委託料で、全額県補助で行うものでございます。14節の林道七滝山線整備工事は林道整備に係る工事費で延長4.2キロメートルのうち、令和元年度から2か年で1,000メートル開設し、令和3年度は1,000メートルを計画しております。18節は緑の募金協力団体への助成金のほか森林関係団体への負担金が主なもので、下から3行目、林業トップランナー養成研修補助金は秋田林業大学校での研修に当たり、年間受講料相当額を補助するもので2名分を計上しております。緑の募金協力団体助成金は秋田県緑化推進委員会から募金額の65%以内を町を通じて各団体へ助成するものでございます。

6款の説明は、以上であります。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 118・119ページをお願いいたします。

7款1項1目商工総務費でございますが、その主なものはふるさと大使5名分の関連経費、テレビ朝日CM大賞製作経費、秋田空港情報コーナーへのポスター等設置経費でございます。

下段、2目商工振興費でございますが、123ページ上段までとなっております。

7節報償費から次のページ、121ページ、13節使用料及び賃借料までは美郷うりこめ推進事業での首都圏等への販売促進経費、大田区でのイベント経費、美郷ブランド開発・販売促進事業に要

する経費、企業誘致関連では首都圏での立地セミナー等に要する経費を計上してございます。

また、町産業大使関連事業として株式会社龍角散社長の藤井隆太大使が町内企業の経営者や後継者の人材育成及び町内企業の経営力向上を図るため美郷経営塾開催費用を7節報償費、8節旅費、10節需用費、13節使用料に計上してございます。美郷経営塾は6回の開催を予定しており、うち4回はオンラインにて、2回は当町に御来町いただき、実施を予定してございます。

121ページをお願いいたします。下段、18節負担金、補助及び交付金のうち、主な継続事業として上から6番目、そして9番目までの商工会事業への補助金交付、2つ飛んで空き店舗等活用家賃支援事業補助金として7事業者への補助、下から5番目の中小企業振興資金保証料補給等補助金として183事業者に対し、保証料及び利子を補助いたします。新規事業として下から10番目の空き店舗等活用出店促進事業補助金ですが、町内の空き店舗、空き家、空き地の活用を促進し、商工業振興と地域活性化を目指し、空き家空き店舗を改装し、事業を始める場合、補助率2分の1で上限150万円を補助し、空き地を駐車場として整備する場合、補助率2分の1で上限50万円を補助する経費を計上してございます。また、拡充事業として下から2番目ですが、中小企業新分野進出応援事業補助金として町内中小企業が新分野に進出し、設備投資した場合、補助率3分の1、上限200万円を補助する経費を計上してございます。

122・123ページをお願いいたします。20節貸付金では中小企業振興資金預託金として金融機関3行へ預託するため1億3,000万円を計上しております。

次の3目観光費ですが、1節報酬及び7節報償費は地域資源活用協議会の委員報酬、SNSを活用する講習会、民泊講演会等の謝礼金を計上しております。8節旅費では滞在型観光推進事業費として各種集客イベントへの参加旅費及び中富良野町への訪問旅費等を計上してございます。10節需用費では観光パンフレットの印刷経費、公衆トイレ等の電気料・水道料、観光施設の修繕料等を計上してございます。11節役務費にはラベンダー、清水、カマクラ行事等の広告費、観光イベントの経費、清水の水質検査手数料等を計上してございます。12節委託料ですが、主なものとして大台野広場、雁の里山本公園、ラベンダー園、公衆トイレ等の観光施設の管理委託料を計上してございます。

なお、ラベンダー園の管理委託料ですが、昨年の長雨によりラベンダー枯枝区画約4,000平米に植栽する美郷雪華2,400株、その他ラベンダー1,600株分の植栽委託料も含んでございます。

下から2番目の観光振興業務委託料では観光情報提供や観光案内、地域行事やお祭り開催時のサポートなどについて委託経費を計上してございます。

124・125ページをお願いいたします。上段中ほどの観光情報データベースシステム開発委託料

は町内の観光資源の写真動画等を取材し、インターネットから検索できるデータベースを構築するための委託料を計上してございます。1つ飛んでネイチャーガイド講習会運營業務委託料ですが、湧水ガイド、トレッキングガイド等観光ガイドを養成するための委託料を計上してございます。下段、14節の工事請負費ですが、女神山案内誘導標識設置工事から4番目の七滝山女神山大型案内看板設置工事までは女神山真昼山、七滝山への誘客及び利用客の安全確保等を目的とした看板及び標識設置、階段設置、登山届ポスト設置等の経費を計上しております。これら12節委託料、14節工事請負費は歳入で御説明いたしました国の地方創生推進交付金の補助対象事業となっております。補助率は2分1でございます。

126・127ページをお願いいたします。中段、18節負担金、補助及び交付金ですが、広域観光連携に係る協議会等への負担金及び各種観光イベントへの参加経費を計上してございます。下から2番目の温泉運営費補助金ですが、町が指定管理させている3温泉につきましては、設置と条例において温泉を活用し、住民の心身の保養と健康増進を目的に設置する旨規定されてございます。条例の目的達成に係る入浴関連費用については、指定管理者が営業努力をした上で収支が合致しない場合、補助金を交付すべく計上したものでございます。積算に当たりましては、3温泉の入浴料金収入から温泉入浴に係る人件費、燃料費、光熱水費、消耗品等の経費を差引き算定したものでございます。補助金の交付に当たっては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの3温泉の入浴に係る収入支出を確定させた上で交付するものでございます。

下段、4目温泉施設費ですが、10節需用費、11節役務費は町で負担すべき町内3温泉の管理経費を計上してございます。14節工事請負費ですが、各温泉の温泉設備等改修工事に係る経費を計上してございます。主なものとして千畑温泉サン・アールでは男女ろ過槽の設備修繕工事、六郷温泉あったか山ではコテージ4棟の内装修繕工事、湯とぴあ雁の里温泉では冷温水発生機修繕工事の費用を計上してございます。17節備品購入費ですが、六郷温泉あったか山のコテージ用の寝具59セットの購入予算を計上してございます。従来の寝具は平成6年の開業以来約25年使い続けており、このたび更新をするものでございます。

以上で、7款の説明を終わります。

○建設課長（木村英彰君） 128・129ページをお開き願います。8款土木費でございます。

1項1目1節は除雪運転手20人分に対する報酬でございます。10節から18節まで飲用地下水の対策費用を計上しております。10節から12節まで涵養池4か所の維持管理費に要する経費と、13節は涵養池及び地下水位計の設置土地借上料を計上しております。18節は水源確保に要する水利費負担金と令和3年度より水道未普及地域における家庭用井戸等整備に対する補助制度を創設



し、支援してまいります。補助対象はボーリングやポンプ設置など飲用井戸設備設置に係る費用などで、補助率は2分の1、補助額は最大50万円とし、20件分を計上しております。

続きまして、2項1目道路橋梁総務費でございます。8節旅費は国道13号整備促進要望活動2回分、12節委託料では道路台帳補正業務を計上し、道路拡幅や改修区間に伴うデータの加除を行い、町道認定、廃止業務を行ってまいります。また、道路環境データベース化業務では舗装道路をデジタル撮影し、ひび割れ率や段差などを数値化することにより舗装劣化の進んでいる路線を把握し、補修年次計画に反映していくものでございます。次の130・131ページを開きください。18節に道路に関する各種同盟会や各種団体への負担金を計上しております。

続きまして、2目道路維持費でございます。年間を通して町道全体の維持管理費を計上しており、特に冬期除雪作業につきましては町道450キロ、歩道52キロ、一斉除雪30回分を想定し、除雪委託料や町保有除雪機械の燃料代、点検・修繕費など必要な経費を計上しております。

10節需用費の消耗品はタイヤやチェーン、カッティングエッジなどの消耗品購入費、燃料費は町所有除雪機械の燃料代、光熱水費は除雪センター及び消雪パイプのポンプ電気料、修繕料は除雪機械やパトロール車の点検整備費及び消雪パイプの修繕費でございます。11節の手数料は除雪タイヤ交換費用です。12節施設管理委託料ですが、六郷中心部にあります中央通り線の消雪のための5か所ある井戸のうち1カ所の井戸洗浄経費でございます。上から5段目、道路除雪委託料は今年度と同様に町内業者と業務委託を締結し、作業に当たります。その下、道路維持作業委託料は道路側溝清掃や街路樹剪定費用などでございます。13節、上から4段目、排雪用車両借上料とは町直営による排雪作業で雪の運搬に使うダンプトラックの借上料でございます。

次のページ、132・133ページをお願いいたします。

14節工事請負費ですが、一般土木工事ではガードレールなどの道路附帯施設の修繕工事、路面標示工事では消えかかっている区画線の引き直し、舗装工事では穴ぼこが発生するなど傷んだ舗装部分の補修を実施してまいります。17節には歩道除雪ロータリー1台の更新及び狭い道路除雪用として5トン級ドーザ1台を追加して町南除雪センターに配備する計画です。

続きまして、3目道路新設改良費でございます。

道路整備につきましては、測量調査3路線、改良舗装工事4路線、交差点改良1か所、歩道整備工事1路線、橋梁補修工事5橋を実施するほか、道路維持については舗装補修工事18路線、橋梁点検72橋、道路側溝及びのり面改修工事4路線など実施してまいります。工事箇所につきましては、別にお配りしております令和3年度美郷町主要事業位置図に記載しておりますので、御覧願います。

なお、社会資本整備総合交付金を財源とする路線につきましては、交付額の決定により事業費、事業量に変動がありますことを申し添えます。

○議長（澁谷俊二君） 説明途中ですけれども、ここで昼食のため1時まで休憩します。

(午後0時01分)

---

(午後1時00分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明の前に、教育推進課長より訂正したいとの旨がありましたので。

○教育推進課長（武田浩之君） 先ほど令和3年度当初予算書の93ページを説明中、「19節扶助費」と説明すべきところを「14節扶助費」と説明してしまいました。おわびして訂正をさせていただきたいと、させていただきます。

○議長（澁谷俊二君） では、説明のほうを。

○建設課長（木村英彰君） それでは、午前中に引き続き説明させていただきます。134ページ・135ページをお願いいたします。3項1目河川総務費でございます。

12節の河川管理業務委託料では町内河川の適正管理としての草刈り作業を各地区にあります河川愛護会に委託するものでございます。14節では令和2年の豪雨により周辺に被害を及ぼした2河川の改修工事及びしゅんせつ・河床整正工事を7河川で実施、流下能力の向上を図ります。18節では各加盟団体への負担金及び流雪溝の維持管理に関する負担金を計上しております。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。都市計画事務に必要な経費及び負担金を計上しております。

2目都市公園費でございますが、町内11カ所の都市公園及び特定地区公園の維持管理に要する経費でございます。

次のページ、136・137ページをお願いいたします。

5項1目下水道費、18節浄化槽設置整備事業補助金は70基を予定しております。また、合併浄化槽設置者への水質環境保全費補助金につきましては、令和2年度の実績見込みから1,664件分を見込んでおります。27節では下水道事業の円滑な経営を図るため特別会計への繰出金を計上しております。

続きまして、6項1目住宅管理費でございます。町営住宅188戸の維持管理に係るものでございます。10節需用費の修繕料ではボイラーや水道漏水などの修繕費用を、11節水質検査手数料では地下水をくみ上げて供給している町営住宅の毎月の水質検査費用、12節施設管理委託料では、そ

の井戸の洗浄や給水施設の保守管理、下水の排水管の洗浄業務を行うものでございます。14節では老朽化した屋根や外壁などの改修工事を進めます。小安門住宅につきましては、鉄筋コンクリート三階建てで耐用年数70年に対し、36年以上経過したことから水道管及びガス管を更新するリフォーム工事を6件分計上し、以降年次計画により進めてまいります。また、18節負担金におきましては、耐震診断及び耐震改修それぞれ2件分、住宅リフォームの補助金の交付75件を見込み、計上しております。

以上で、8款の説明を終わります。

#### ○住民生活課長（高橋久也君） 138・139ページをご覧ください。

9款1項1目常備消防費は大曲仙北広域市町村圏組合への消防費の負担金を計上してございます。

2目非常備消防費は消防団の活動に要する費用を計上しております。現在の消防団の体制は9分団、団員345名となっております。令和2年中の火災は8件でございました。1節報酬、8節旅費は消防団員の年報酬、費用弁償のほか火災・捜索・災害警戒等の活動に要した費用を計上してございます。10節では消防訓練大会、出初式等の費用を計上したほかに、本年は近年の大雨に対応するため雨がっぱを購入したく、210着分を計上してございます。

続きまして3目水防費でございます。こちらは水防警戒、水防出動などの事態に備えるための経費、土のう袋などの防災のための消耗品に係る費用を計上してございます。

140・141ページをご覧ください。

災害対策費でございます。防災・減災に要する費用を計上しております。

12節委託料では防災行政無線の設備保守点検、緊急告知FMラジオの業務委託、防災ハザードマップの更新費用、空き家の緊急危険回避のための費用。それから、18節では危険空き家解体の補助金としまして5棟を見込み、計上してございます。危険空き家解体費補助金につきましては、所有者の自主的な解体を促すため特に住宅密集地に存在する空き家につきましては、補助率の改定及び補助上限を増額することにより自主解体の動機づけといたし、予算を計上しております。

続きまして、5目消防施設費でございます。消火栓、防火水槽等消防施設の維持管理に要する費用でございます。

次の142・143ページをお開きください。

個人から借用しております防火水槽用地を購入したく、12節委託料に登記事務手数料、16節公有財産購入費に土地購入費を計上してございます。17節備品購入費には小型の動力ポンプ2台分

と通行車両がホース上を横断することによりホースの磨耗を防ぐためホースを包むホースブリッチを2組購入したく、計上してございます。18節負担金、補助及び交付金では黒沢地区の配水管工事に伴い消火栓10か所の布設替えが必要となることから水道事業への負担金を計上してございます。

消防費は、以上でございます。

○教育推進課長（武田浩之君）　続きまして、10款教育費についてご説明いたします。

1項1目教育委員会費ですが、教育委員の報酬が主なものとなります。

次に2目事務局費ですが、147ページ上段まででございます。144ページ・145ページをお願いします。

7節報償費には美郷町教育を考える会の講師謝礼など、10節印刷製本費には家庭教育10か条カレンダーや小学校高学年のキャリアスクールポスター印刷代など、12節委託料には教職員のストレスチェック委託料など、18節負担金、補助及び交付金には各種負担金や高等学校教育振興会補助金を計上しております。146・147ページをお願いします。東北中学校相撲大会が美郷町を会場に開催予定のため、秋田県中学校体育連盟への補助金を計上しております。

続きまして、3目教育助成費ですが、学力向上対策事業、官学連携事業、子どもの感性・創造力育成事業、ホストタウン推進事業、ICT活用教育推進事業などに係る経費を計上しております。

初めに、7節報償費ですが、佐々木毅「鴻鵠の志」育成基金を活用して実施する小学校6年生及び中学生全学年を対象とした講演会のほか、元プロ野球選手による少年野球教室、及び小中学校での楽器指導者派遣事業に係る講師謝礼、さらにタイ王国ノンタブリー県との中学生相互訪問交流事業に係る体験活動の講師や通訳への謝礼等を計上しております。また、「鴻鵠の志」育成基金を活用し、自由研究コンテスト（高学年の部）の最優秀受賞者への視察研修費として賞賜金を計上しております。次に8節旅費ですが、少年野球教室の講師やタイ王国中学生交流事業に係る随員職員の旅費を計上しております。次に10節需用費の消耗品費ですが、新聞活用教育推進事業に係る新聞代やスクールバスのタイヤ購入代などを計上しております。また、印刷製本費には各家庭に配布する「家庭学習の手引」の作成費を計上しております。次に12節委託料の運行管理業務委託料ですが、遠距離通学対策と校外活動の円滑な実施、また園児の登降園と園外活動のため、スクールバス、夏季15台・冬季17台分の運行委託料を計上しております。2行目のほんもの講座公演委託料は小学生を対象とした演劇鑑賞等の経費、3行目の学校教育支援業務委託料はわらび座劇団員を小中学校へ派遣し、授業の支援を行う経費、4行目のふるさと学習教材制作支援

業務委託料はふるさと学習教材のデザインイラスト制作や考量、校正等に係る経費、5行目の外国語指導助手派遣事業委託料は外国語指導助手3名分の経費、6行目のタイ王国中学生交流事業支援業務委託料は交流事業事務手続等に係る経費、7行目のICT支援業務委託料はICT支援員1名の経費、8行目のデジタル教科書設定委託料は小中学校で学習者用デジタル教科書を利用するためタブレット型パソコンのID、パスワード設定等行う経費をそれぞれ計上しております。次に13節使用料及び賃借料の4行目のデジタル教科書クラウド配信使用料ですが、学習者用デジタル教科書使用料で小学校2校分を計上しております。

なお、中学校及び小学校1校分の経費は国の実証事業を活用することにより国が負担する予定となっております。

次に17節の指導者用デジタル教材購入費ですが、中学校の教師用デジタル教科書等の教材購入に係る経費を計上しております。次に18節負担金、補助及び交付金のタイ王国中学生交流事業補助金ですが、12名分を計上しております。次に19節の就学援助費ですが、要保護・準要保護児童生徒104名分を計上しております。次に20節の奨学資金貸付金ですが、継続16名を含む34名分を計上しております。

また、施政方針にありましてとおり新たに美郷町奨学金返還助成制度を創設し、奨学金返還時に地元企業等に就職する奨学生を支援します。対象者の要件ですが、令和3年度以降に秋田県奨学金返還助成制度の対象者に認定された方で、かつ美郷町に住所登録がある方となります。また、認定を受ける場合は令和3年度中に町に対して認定申請を行っていただき、令和3年度以降の奨学資金を返還後、令和4年度以降に町に対し助成金の交付申請を行っていただくことにより、県の助成金である3分の2の額を差し引いた残りの3分の1の額（上限6万4,000円）を町で助成するというものです。

なお、助成期間は5年間としております。

148ページ・149ページをお願いします。

2項1目学校管理費ですが、151ページ中段までとなっております。本目では小学校の学校保健、施設管理及び環境整備に係る予算を計上しております。

初めに、3小学校の在籍児童数ですが、744名の予定です。

次に1節報酬ですが、3小学校の学校医・歯科医及び薬剤師などの報酬となります。

なお、児童の健康診断については、令和3年度より眼科健診について隔年実施から毎年実施に変更するとともに耳鼻科健診について隔年実施から1学年・3学年・5学年時に統一して実施することで予算を計上しております。次に12節委託料ですが、一番下の設計監理委託料は六郷小学

校の大規模改修工事に係る委託料でございます。150ページ、151ページをお願いします。14節工事請負費ですが、六郷小学校において大規模改修工事を予定しております。当校は昭和57年に校舎体育館が建設され、建設後39年を経過し、施設設備ともに老朽化が進んでおります。そのため令和元年度には老朽化調査を実施、令和2年度、本年度には実施設計を行っております。

工事概要ですが、教室床の改修、特別教室理科室等の改修、児童玄関等の改修、外壁改修、照明機器LED化改修、ロータリー消雪設備改修など老朽化が進んでいる箇所を優先的に実施し、施設の長寿命化を図りたく、事業費は1億8,500万円ほどとなっております。そのほかには千畑小学校のトイレ入り口建具等改修工事、仙南小学校の体育館屋根塗装工事などを実施したく、予算計上しております。17節の学校備品ですが、児童用椅子、机や保健室薬品戸棚等の購入費などでございます。

続きまして、2目の教育振興費ですが、153ページ上段まででございます。本目には学習及び学校行事に係る経費を計上しております。

10節需用費の印刷製本費ですが、小学校3・4年生向け社会科副読本「わたしたちの美郷町」改訂版の制作費を計上しております。152ページ・153ページをお願いします。153ページ、2行目の18節児童派遣費等補助金ですが、各種大会への派遣費補助金を計上しております。

続きまして、3項中学校費についてご説明いたします。1目の学校管理費ですが、155ページ中段まででございます。本目では中学校の学校保健、施設管理及び環境整備に係る予算を計上しております。

初めに在籍生徒数ですが、416名の予定です。

次に1節の報酬ですが、学校医、歯科医及び薬剤師などの報酬となります。

なお、生徒の健康診断についても小学校と同じく眼科健診については毎年実施、耳鼻科健診については1学年・3学年時に実施することで予算を計上しております。

次に12節委託料ですが、一番下の設計監理委託料は美郷中学校の中央棟屋根改修工事に係る委託料でございます。154ページ・155ページをお願いします。14節工事請負費ですが、中央棟の屋根改修工事や駐輪場の塗装工事などを実施したく、予算計上しております。17節の学校備品ですが、美術室及び技術室の角椅子や給食配膳台、卓球台などの購入費などでございます。

続きまして、2目の教育振興費ですが、157ページ上段まででございます。本目には学習及び学校行事に係る経費を計上しております。155ページ、一番下の18節生徒派遣費補助金ですが、各種大会への派遣費補助金を計上しております。

3項中学校費の説明は、以上でございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 156・157ページをお開き願います。4項1目社会教育総務費でありますが、156ページから159ページ下段までであります。

本目では家庭教育の充実、生涯学習講座や美郷カレッジ、いきいき大学の開催並びに芸術文化事業など各種講座や学習等に要する経費を計上しております。成人式事業につきましては、令和2年度の対象者と令和3年度の対象者を2日間に分け、開催する経費を計上しております。学友館での特別展につきましては、連携企業であるヨネックス株式会社の特別協力による「バドミントンの歴史展」を5月下旬より開催するほか、クリエイティブディレクターの小池一子氏の仕事や活動に焦点を当てた「美術／中間子 小池一子の仕事」展を10月下旬より開催する予定としており、関連予算を7節から17節に計上しております。また、令和2年度に開催した芸術家・大小島真木氏の特別展「“起源と対話” 木・火・土・金・水」の図録を作成する経費を7節から13節に計上しております。18節には関係団体並びに各文化団体等への負担金補助を計上しております。

続きまして、2目図書館費でありますが、158ページから161ページ上段までであります。図書館の管理運営に要する経費が主なものでありますが、読書推進事業として読書フェスタや手づくり絵本教室の開催、乳児健診の際に読み聞かせを行い、絵本を贈るブックスタート事業等の経費を計上しております。また、美郷大使である絵本作家の永田 萌氏による幼児向けの美郷オリジナル絵本の制作に係る関連予算を7節、10節並びに12節に計上しております。

続きまして、3目文化財保護費でありますが、160ページから163ページ上段までであります。本目では、歳入でもご説明いたしましたが、県営圃場整備事業明田地野際地区並びに鑓田南谷地地区の発掘調査に係る経費が主なものであり、後三年合戦関連遺跡の实地踏査につきましても継続して行うこととしております。また、町指定文化財の適切な維持保存に要する経費も計上しており、14節では六郷一里塚の柵更新工事などを計上しております。

続きまして、4目社会教育施設費でありますが、162ページから165ページ中段までであります。公民館、学友館、各ふれあい館並びに歴史民俗資料館等の社会教育施設の管理運営に要する経費が主なものであります。

14節の工事請負費では避難所にも指定されている各ふれあい館、公民館及び施設利用者の多い学友館のWi-Fi環境整備、並びに公民館第2楽屋のフローリング改修等の予算を計上しております。また、17節備品購入費では老朽化している南ふれあい館の椅子、テーブルを更新する予算などを計上しております。

続きまして、5項1目保健体育総務費でありますが、164ページから169ページ中段までであ

ります。本目ではスポーツ振興に要する経費と東京2020オリンピック関連経費並びにホストタウン推進事業に要する経費等を計上しております。

オリンピック聖火リレーに要する主なものは、12節聖火リレー走路等仮設委託料、ミニセレブレーション開催委託料。ホストタウン推進に係る主ものは、12節交流キャンプ事業委託料、13節施設使用料であります。また、企業連携事業としてヨネックス株式会社によるオリンピック等のバドミントンやソフトテニスのクリニック開催経費、並びに株式会社モンベルによる美郷中学校生徒を対象とした登山教室の開催経費を計上しております。その他、12節には各種スポーツ教室並びに各種スポーツ大会の開催委託料を計上しているほか、18節では各種スポーツ団体への活動支援補助金等を計上しております。

続きまして、2目保健体育施設費でございますが、168ページから171ページ下段までであります。総合体育館リリオス、各地区体育館、野球場並びに武道館等の社会体育施設の管理運営に要する経費が主なものでございます。

12節の施設管理委託料につきましては、宿泊交流館ワクアス、サン・スポーツランド千畑、並びに屋内スポーツ館の指定管理に要するものであり、宿泊交流館並びにサン・スポーツランドにおきましては、指定管理者による施設の効率的な管理運営がなされており指定管理委託料を減額し計上しております。14節工事請負費ではサン・スポーツランド千畑のプール棟屋根防水改修、野球場バックボードの塗装並びに避難所にも指定されている総合体育館のWi-Fi環境の整備等の予算を計上しております。また、17節備品購入費では古くなった宿泊交流館の布団や枕等を更新する予算などを計上しております。

2目保健体育施設費の説明は、以上でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、3目学校給食費ですが、175ページ上段まででございます。本目では北及び南学校給食センターの管理運営費を計上しております。

初めに1日当たりの食数ですが、北学校給食センターは566食、南学校給食センター751食を見込んでおります。

次に1節の報酬ですが、給食運営委員会委員報酬となります。172ページ・173ページをお願いします。12節委託料ですが、一番下の給食業務委託料は給食調理・配送業務に係る一般社団法人美郷町学校給食協会への委託料でございます。次に14節工事請負費ですが、北学校給食センターの自動火災報知設備更新工事、南学校給食センターの受変電設備改修工事、プレハブ冷蔵庫・冷凍庫更新工事などを実施したく、予算計上しております。次に17節備品購入費の給食配送車ですが、平成7年に購入した南学校給食センター給食配送車1台を更新したく、予算計上しております。



す。

10款の説明は、以上でございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、174・175ページをお願いいたします。

11款1項1目農林水産業施設災害復旧費ですが、10節から15節まで農地等の災害復旧に対応するための予算を計上しております。

1項の説明は以上です。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、不測の災害発生に備え、初動調査に必要な経費を計上しております。

○企画財政課長（高橋 穰君） 12款1項公債費でございますが、1目には町債の通常償還の元金を計上しております。2目には町債償還の利子と歳計現金に不足が生じた際の繰替え運用に伴う利子分を計上しております。

13款1項基金費でございますが、ふるさと美郷子ども育成基金につきましては、ふるさと納税寄附見込み分と利子分を積立金に計上しております。佐々木毅「鴻鵠の志」育成基金から176・177ページの減債基金につきましては、利子分を積立金に計上しております。

続きまして、14款予備費でございますが、昨年度と同額の2,000万円を計上しております。迅速かつ的確な災害対応や町有施設等の円滑な運営と維持管理などに資するため計上するものでございます。

令和3年度一般会計予算の説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第24号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、議案第25号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第25号につきまして、ご説明いたします。

初めに概要を申し上げます。令和3年度の総額は22億6,983万3,000円で、令和2年度と比較いたしまして、額にして1,375万2,000円、率にして0.6%の増額となっております。

被保険者数でございますが、令和3年度は令和2年度と同数の4,200人を想定しております。平均年齢は58.5歳で令和2年度より0.3歳上昇しており、毎年上昇している状況から高齢化が顕著となっております。

次に医療費でございますが、療養給付費が令和2年度比4.4%の増、高額療養費が6.8%の増、総額で4.6%増額すると見込んでおります。

県に納入する事業費納付金でございますが、令和3年度分として5億3,429万1,000円が示されており、令和2年度と比較いたしまして、額にして3,867万8,000円、率にして6.7%の減額となっております。減額となった要因でございますが、前期交付金の増額と県財政調整基金の積み戻しかなかったことによるものと思っております。

国民健康保険税でございますが、普通交付金等公費の動向等を参酌し、令和2年度より減額して計上しております。現在のところ、被保険者数、医療費、繰越金、所得及び収納率等不確定要素がございますので、本算定までの間に適正な税率を検討してまいります。

では、歳入からご説明いたしますので、196・197ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税ですが、県が示した標準保険料率と事業費納付金の保険税分を基本に医療費及び公費等の動向を参酌し、令和2年度と比較いたしまして、額にして320万6,000円、率にして0.8%減額して計上しております。

2款1項1目督促手数料でございますが、令和2年度実績見込みをもとに計上しております。

198・199ページをお願いいたします。

3款1項1目災害臨時特例補助金でございますが、存置計上しております。

4款1項1目普通交付金でございますが、保険給付費として支払う相当額を県が交付するものがございます。令和元年度実績及び令和2年度実績見込みを参酌し、計上しております。

2目特別交付金でございますが、保健事業等の取組状況及び実績等により県が交付するもので、令和2年度実績見込みに基づき計上しております。

3目福祉医療基盤強化補助金でございますが、福祉医療費として支出したため国の療養給付費負担金及び調整交付金で減額措置された分に対する県の補助金で、減額措置相当分の2分の1分を計上しております。

2項1目財政安定化基金交付金でございますが、万が一国民健康保険会計に財源不足が生じた際に県の財政安定化基金から補助金が交付されることになっているため、存置計上しております。

5款1項1目利子及び配当金でございますが、基金の利子見込み額を計上しております。

下段から201ページ上段にかけての6款1項1目一般会計繰入金でございますが、一般会計から繰入れする分で、1節、2節の保険基盤安定繰入金及び5節財政安定化支援事業繰入金は、保険者の財政基盤の安定を図るため、保険税軽減分、低所得者層割合に応じた支援分として繰入れす

る分でございます。3節は職員給与費等に係る分、4節は出産育児一時金等に係る繰入金でございます。

続きまして、7款1項1目繰越金でございますが、5,000万円と見込んでおります。

8款1項延滞金、加算金及び過料でございますが、存置計上としております。

2項預金利子でございますが、令和2年度実績見込みをもとに計上しております。

3項1目及び2目一般並びに退職被保険者等第三者納付金でございますが、交通事故などにより保険会社等から支払われる分の受入れとして計上しております。

3目及び203ページ上段、4目の一般被保険者並びに退職被保険者返納金でございますが、医療費等の返納受入れとして計上しております。

5目一般被保険者指定公費でございますが、高齢受給者証発行者に係る一部負担金の差額の受入れとして存置計上しております。

歳入は、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。204・205ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費は事務費、2項徴税費は税の賦課徴収に関する経費でございます。3項運営協議会費は国民健康保険事業の運営に関する協議会の経費でございます。

206・207ページをお願いいたします。

2款1項療養諸費でございますが、令和2年度実績見込みや医療費の動向を見通し、増額計上しております。

2項高額療養費でございますが、一般被保険者分は実績をもとに計上しております。退職被保険者に係る分は令和元年度で退職被保険者制度が終了し、遡及分のみとなりますので、存置計上しております。

208・209ページ上段の3項移送費でございますが、存置計上としております。

4項出産育児諸費でございますが、8人分を計上しております。

5項葬祭諸費でございますが、50人を見込んで計上しております。

6項傷病手当金でございますが、国民健康保険被保険者である被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため労務に服することができない場合に支給するものでございます。

3款事業費納付金でございますが、県に納付するもので、県から示された額を計上しております。1項は医療給付費分、210・211ページ2段目の2項は後期高齢者支援分、3項は介護納付金分でございます。

4款共同事業拠出金でございますが、退職者医療に係る分を存置計上しております。

212・213ページをお願いいたします。

5款1項1目特定健康診査等事業費でございますが、特定健診に係る費用を計上しております。これまでは40歳以上の被保険者を対象に実施しておりましたが、若年時から生活習慣病を予防し、健康意識の向上を図るため令和3年度からは30歳と35歳の被保険者を対象とした若年者健診も実施することとし、必要額を計上しております。

2項保健事業費でございますが、人間ドックに係る費用が主なものでございます。

214・215ページをお願いいたします。

6款基金積立金でございますが、基金から生ずる利子分を計上しております。

7款公債費でございますが、存置計上としております。

8款1項1目及び2目の一般並びに退職被保険者保険税還付金、並びに1つあけて4目一般被保険者還付加算金でございますが、実績に基づいて計上しております。

3目その他償還金でございますが、存置計上としております。

216・217ページをお願いいたします。

9款予備費でございますが、1,000万円を計上しております。

歳出は、以上でございます。

なお、本予算案につきましては、令和3年2月25日に開催しました美郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会において了承いただいております。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第25号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第26号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、議案第26号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第26号につきまして、ご説明いたします。予算書221ページをお開き願います。

初めに、第1条歳入歳出の総額はそれぞれ2億1,593万4,000円でございます。これは前年度と比較し、1.1%の減でございます。

第2条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第3条の一時借入金の借入れの最高額は5,000万円とするものです。

それでは、地方債を御説明いたします。225ページをお開きください。

第2表地方債の上段、流域下水道事業債ですが、流域下水道事業の町負担金分として限度額を270万円、資本費平準化債につきましては施設管理の円滑化の財源として限度額を、3,100万円を、それぞれ起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。230ページ・231ページをお開きください。

歳入。

1款1項1目受益者負担金で、現年分13件分、滞納繰越分1件分を見込んでおります。

2款1項1目下水道使用料現年度分ですが、現在加入戸数981件を計上しております。滞納繰越分につきましては、滞納分の32%分を計上しております。

2項1目1節指定店登録手数料ですが、6件分を計上しております。

3款1項1目1節一般会計繰入金は事業債の償還及び機械機具設備工事等のために繰入れするものでございます。

4款及び5款1項はいずれも存置としております。

次のページ、232・233ページをお願いいたします。

2項から3項につきましても存置としておりますが、メーター器スクラップ収入は1万4,000円としております。

6款1項1目は先ほど225ページの地方債で説明したとおり借入れを予定しております。

続きまして、234ページ・235ページをお願いいたします。

歳出。

1款1項1目の一般管理費ですが、職員1名の人件費のほか、下水道管理事業の推進に係る事務経費を計上しております。また、加入率アップに向けた啓発活動を行ってまいります。

事業といたしまして、下水道加入促進を図るため、18節に下水道接続工事費補助金として10件分を計上しております。22節過誤納還付金につきましては、漏水などに関する減免に対応する予算、26節の消費税納付分につきましては見込みにより額を計上しております。

続きまして、2項1目施設管理費は公共下水道施設の適切な維持管理を図るための経費を計上しております。

主な内容としまして、次のページ、236ページ・237ページをお開きください。12節委託料のポンプ場等保守管理業務は真空ポンプの保守点検管理業務です。設計監理委託料は2件あり、1つ目として南部斎場の改修計画に伴い支障となる下水道管の移設設計調査費でございます。2つ目としまして平成2年に供用開始し、30年を経過した農業集落排水飯詰処理場に関するものです。

平成28年度に策定された美郷町上下水道事業経営戦略及び秋田県生活排水処理構想において飯詰処理場については維持管理経費の効率化を図るため流域下水道への接続を検討することとしておりました。このことから、令和5年度の事業化を見据え、係る調査費を計上したものでございます。13節の土地借上料ですが、私有地の道路に下水管を埋設しており、10年間の契約となっていたものが令和2年度が最終年度となっており、このため令和3年度から10年間分の借上料を計上するものでございます。14節工事費としまして真空弁つき汚水ますの改造13カ所、既設真空ポンプのオーバーホール費用でございます。17節備品購入費は、無線検針用メーター182戸の購入費、19節は流域下水道処理に係る負担金でございます。

3項1目では流域下水道大曲処理区建設事業費の町負担金と令和3年度より事業化される県南地区広域汚泥資源化事業の町負担金を計上しております。

続きまして、2款1項公債費は償還元金と償還金利子でございます。

3款1項予備費としまして200万円を計上するものです。

次のページ、238ページから240ページにかけて、人件費の概要といたしまして給与費明細書を記載しております。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第26号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第27号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、議案第27号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第27号につきまして、ご説明いたします。予算書243ページをお開きください。

初めに、第1条歳入歳出の総額はそれぞれ1億8,745万8,000円でございます。前年度と比較して35.1%の減となっており、後三年地区処理場更新事業の完了に伴い大幅に減少しております。

第2条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第3条の一時借入金の借入額の最高額は5,000万円とするものです。

それでは、地方債を御説明いたしますので、247ページをお開きください。

第2表地方債ですが、資本費平準化債は施設管理の円滑化の財源として3,950万円を限度額とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。252・253ページをお開きください。

歳入。

1款1項1目分担金につきましては、2件分を見込んでおります。

2款1項1目農業集落排水使用料現年分ですが、現在加入戸数1,370件分を計上しております。滞納繰越分につきましては、滞納分の32%分を計上しております。

3款1項1目1節一般会計繰入金は事業債の償還等のため繰入れするものでございます。

4款繰越金及び5款諸収入1項は、いずれも存置としております。

続きまして、254・255ページをお願いいたします。

3項雑入としてメーター器スクラップ収入と消費税還付金を計上しております。

6款1項1目では資本費平準化債の借入れを見込んでおります。一番下の国庫支出金は後三年地区処理場更新事業完了に伴い、廃款としております。

歳入は、以上でございます。

続きまして、256・257ページをお願いいたします。

歳出。

1款1項1目の一般管理費でございますが、職員1名の人件費のほか、集落排水処理事業の推進に係る事務経費を計上しております。また、加入率アップに向けた啓発活動を行ってまいります。

事業といたしましては、18節下水道接続工事費補助金として2件分を計上しております。22節過誤納還付金につきましては漏水等による減免に対応する予算を計上しております。

続きまして、2項1目施設管理費では町内6地区の集落排水処理施設の適正な維持管理のため経費を計上しております。

主なものとしまして、10節需用費の光熱水費は各施設の電気料でございます。修繕料はポンプやブロアなどの機器の修繕料が主なものでございます。次のページ、258・259ページをお開き願います。12節委託料ですが、各施設の清掃点検等の維持管理、機器類の保守点検業務、汚泥処理委託料を計上しております。14節工事請負費としまして、各施設のポンプやブロアなどの機器更新経費及び公共ますを新規2カ所設置する工事費を計上しております。17節備品購入費としまして、使用水量を計測する水道メーター50基分の購入費、18節では仙南2地区にある施設利用組合の運営費補助金を計上しております。

続きまして、2款1項公債費は事業実施に伴う償還元金と償還金利子でございます。

3款1項予備費としまして200万円を計上するものでございます。

次のページ、260ページから262ページまで、人件費の概要といたしまして給与費明細書を記載しております。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第27号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第28号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第28号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第28号につきまして、ご説明いたします。

初めに、概要を申し上げます。令和3年度の総額は2億2,561万2,000円で令和2年度と比較いたしまして、額にして969万5,000円、率にして4.5%の増額となっております。

被保険者数でございますが、令和2年度より50人減の4,050人を想定しております。

医療費でございますが、令和元年度と令和2年度実績見込みを比較いたしますと、0.7%の減でございます。

では、歳入からご説明いたしますので、272・273ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料ですが、額にして677万5,000円、率にして4.6%の増額を計上しております。

2款1項1目督促手数料でございますが、存置計上としております。

3款1項1目事務費繰入金でございますが、保険料徴収に係る事務経費を一般会計から繰入れるものでございます。

2目保険基盤安定繰入金でございますが、保険料の軽減分として一般会計から繰入れするものでございます。

4款繰越金でございますが、存置計上としております。

5款1項1目延滞金及び2目過料でございますが、存置計上としております。

2項1目保険料還付金及び2目還付加算金でございますが、令和2年度実績見込みをもとに計上しております。

274・275ページをお願いいたします。

3項預金利子及び4項雑入でございますが、存置計上としております。

歳入は、以上でございます。



続きまして、歳出についてご説明いたします。276・277ページをお願いいたします。

1 款総務費でございますが、保険料徴収に係る事務経費で納付書の印刷及び郵送料が主なものでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、後期高齢者医療広域連合への納付金で保険料及び保険基盤安定繰入金の合算でございます。

3 款 1 項 1 目でございますが、現年度及び過年度分の保険料還付金及び還付加算金で令和 2 年度の実績見込みをもとに計上しております。

4 款予備費でございますが、4,000円を計上しております。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第28号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第 29 号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第 6、議案第29号 令和 3 年度美郷町水道事業会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第29号につきまして、ご説明いたします。予算書の279ページをお開きください。

業務の内容、予定量でございますが、給水戸数は3,750戸で、年間配水量は137万立方メートル、1日平均配水量は3,753立方メートルでございます。

主な建設改良事業でございますが、黒沢地区における配水管布設替工事、これは令和 3 年度が初年度で 2 年間で予定しております。また、水道施設管理システム構築業務は水道管路情報など電子化を進め、合理的な維持管理を行うもので令和元年度から 5 年度まで計画的に進めてまいります。

第 3 条の収益的収入及び支出につきましては、事業収益と事業費用からなり、水道給水を主とする使用料収入と、その収入を得るために必要な経費を記載しております。

収入・第 1 款事業収益 4 億117万2,000円とし、支出・第 1 款事業費用 3 億9,278万5,000円とするものです。

第 4 条資本的収入及び支出についてですが、先に次のページ、280ページをお開きください。

収入・第 1 款資本的収入 2 億6,500万6,000円、支出・第 1 款資本的支出 4 億875万9,000円としております。前のページへお戻りください。下から 4 行目後半括弧書き、資本的収入額が資本的

支出額に対し不足する額 1 億4,375万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。

再び280ページをお願いいたします。

第5条の企業債は令和3年度に実施する建設改良事業につきまして、限度額を9,010万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

第6条一時借入金の限度額は2億円とし、第7条では職員の給与費に関する経費の流用は議会の議決が必要なこと、第8条は一般会計からの補助金額を記載しております。第9条にあるたな卸資産とは、メーター器とろ過用の砂のことで、その購入限度額を定めております。

続きまして、284ページをお開き願います。キャッシュ・フロー計算書でございます。この計算書により、当会計の現金の情報が記載されております。一番下の行、資金期末残高、いわゆる令和3年度末の現金の残高ですが、3億4,911万5,284円を見込んでおります。

次の285ページから287ページまで職員4名分の人件費の概要といたしまして、給与費明細書を記載しております。

続きまして、288ページをお開きください。貸借対照表でございます。ここでは令和3年度末の財産を表しております。いずれも二重線が引かれているところ、表の中段に資産合計、中・下段に負債合計、それから下から2段目に資本合計が記載されております。一番下段、負債・資本合計金額は表中段の資産合計金額と合致するものでございます。

続きまして、289ページをお開きください。損益計算書を記載しております。これにより令和2年度末の未処分利益剰余金は3,494万6,703円の見込みでございます。

続きまして、290ページをお開きください。貸借対照表ですが、こちらは令和2年度末の財産を記載しております。

続きまして、291ページをご覧ください。当会計における重要な会計方針を記載しております。

続きまして、292ページ・293ページをお開きください。水道事業会計予算実施計画明細でございます。

収益的収入の部、1款1項1目水道料金は前年度よりも590万4,000円の減額を見込んでおります。これは人口減少と節水意識の向上によるものと考えております。

2項2目他会計補助金は一般会計からの繰入金でございます。

3目加入金は25件を見込んでおります。

4目長期前受金戻入額とは過去に補助事業により取得した施設や機器について、そのとき取得した資産の償却に応じた補助金分を戻し入れる額のことでございます。

続きまして支出の部、町内の水道施設、浄水場の適正な維持管理のための保守点検業務委託やポンプなど機器の修繕費等の経費を計上しております。

主なものとしまして、委託料の上から3段目、紫外線設備点検は仙南中央及び仙南東部の2か所でございます。

2目の委託料、水道管路保守業務は漏水調査を計画的に実施し、早期発見することで大規模漏水による断水を防ぐ目的で行うものでございます。

次のページ、294・295ページをお開きください。

4目総係費につきましては、水道供給に要する4人の人件費、事務経費、委託料の量水器検針委託料、検針員は12名分を計上しております。その2段下、新水道ビジョン策定業務ですが、令和2年度に秋田県が水道ビジョンを更新作業中であることを受け、また美郷町が企業会計に移行したことを契機に安定した水道水の供給と水道事業の経営健全化を目指した計画を策定することとしております。負担金の上から3行目、遠距離給水管布設工事補助金は2件分、その他各種負担金費用などを計上しております。

5目減価償却費ですが、これまで実施してきた工事で取得した財産の評価額から減価償却費を算出し、そのうち令和3年度分を計上しております。

3項1目過年度損益修正損は過誤納還付金として計上しております。過年度分の漏水等に関する減免等に対処する予算でございます。

4項1目予備費は500万円としております。

次のページ、296・297ページをお開き願います。

資本的収入の部でございます。令和3年度事業の財源でございます。黒沢地区配水管布設工事布設替え工事を実施するに当たり、国庫補助金（補助率3分の1）を活用するほか、水道事業債、一般会計出資金を充てることとしております。

2項1目一般会計負担金は黒沢地区の消火栓における新しい配水管との接続工事費分でございます。

2目の工事補償金は圃場整備事業に関連する水道管移設工事補償費でございます。

続きまして、資本的支出の部でございます。ここでは上水道の安全、安定した水の供給を維持するため、予算第2条で説明した主要な建設改良工事のほか、圃場整備に伴う水道管移設工事費、新規加入者用メーター65個購入費用及び企業債の償還金を計上しております。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第29号の説明が終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

3月4日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後2時02分)